

那珂市議会 教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和2年9月10日(木) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 原田 陽子
委員 關 守 委員 寺門 厚
委員 古川 洋一 委員 武藤 博光
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

副議長 木野 広宣 事務局長 渡邊 荘一
事務局次長 横山 明子 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文	教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 浜名 哲士
保健福祉部長 川田 俊昭	社会福祉課長 平野 敦史
社会福祉課長補佐 山田 明	こども課長 篠原 広明
こども課長補佐 住谷 孝義	介護長寿課長 藤咲富士子
介護長寿課長補佐 照沼 克美	保険課長 生田目奈若子
保険課長補佐 鈴木 伸一	健康増進課長 加藤 裕一
健康推進課長補佐 玉川祐美子	教育部長 小橋 聡子
学校教育課長 会沢 実	学校教育課長補佐 平野 玉緒
学校教育課指導室長 沼田 義博	生涯学習課長 田口 裕二
生涯学習課長補佐 萩野谷智通	スポーツ推進室長 柴田 真一
図書館長 武藤 隆	

会議に付した事件

- (1) 議案第57号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第58号 那珂市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第61号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第62号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (5) 議案第64号 令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

…原案のとおり可決すべきもの

- (6) 議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

- (7) 那珂総合公園ネーミングライツ募集について

…執行部より報告あり

- (8) 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

…採択すべきもの

- (9) 茨城県市議会議長会議員研修会の出席者について

…原田副委員長に決定

開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

暦の上では秋ということですが、まだまだ暑く、気温も高く、熱中症も心配でございます。皆様方におかれましては、体調管理に十分留意なされまして、引き続きコロナウイルス感染拡大防止のために頑張ってくださいたいと思います。

本日の議案審議、委員の皆様には慎重審議、執行部の皆様には明確な答弁を重ねてお願いいたしまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきますと存じます。

開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また、入り口付近に設置しております消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、副議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長代理で副議長よりご挨拶をお願いいたします。

副議長 皆様、改めましておはようございます。

本日は、議長の代理で出席をさせていただいております。

先ほど委員長からもございましたけれども、残暑厳しい中での本日の委員会でございます。常任委員会も今日で3日目となります。

執行部の皆様におかれましては、明確な答弁をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日一日、大変お世話になりますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

一昨日、茨城県の大井川知事が警戒レベルをステージ3からステージ2にレベルを下げ、自粛要請を解除しました。これによりまして、感染症予防措置を行った上で東京への行き来もできるレベルになったようでございます。また、那珂市におきましても、8月12日に13人目の感染が確認されましたが、それ以降しばらく陽性者の確認はなされておられません。少し落ち着きを取り戻したのかなと思います。

しかしながら、油断することなく、気を引き締めて、新型コロナウイルス対策を実施してまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、決算及び議案6件、協議・報告案件が1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 8月24日に2学期がスタートしまして、今週で3週間がたとうとしております。おかげさまで大きな事故もなく、今、教育活動が進んでいるところでございます。

先週の金曜日に予定されておりました中学校の体育祭が当日、熱中症警戒アラートが発令されたものですから、今週に延期になりまして、月曜日、火曜日に行われました。私も2校ほど回ってきたんですけれども、本当に子供たちと先生方が一体となって生き生きと、本当に笑顔で楽しんでいる教育活動を見て、これが本来の学校のあるべき姿だなというのをしみじみ感じました。今年度になって初めての学校での大きな行事でしたので、先生、子供、そして地域の皆様、保護者の皆様もたくさん見に来ていただいている、いい行事になったのではないかなと。

小学校のほうも、校外学習や遠足が始まっております。何とかこのまま行事ができればいいなというふうに思っております。

本日はお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議いたします。

これより議事に入ります。

議案第 61 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

一般会計補正予算は、財政課より一括して説明を受け、その後で各担当課への質疑を行うこととします。

初めに、財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の大内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ほか関係職員が出席しております。

それでは、那珂地方公平委員会特別会計予算の最終ページ、6 ページの次のページをお願いいたします。

議案第 61 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正になります。

事項、学校給食配送業務委託、期間、令和 2 年度から令和 6 年度まで、限度額 9,318 万 4,000 円。

11 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

下段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 787 万 7,000 円。

12 ページをお願いいたします。

中段になります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費 498 万 5,000 円、3 目保育所費 1,492 万 2,000 円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 887 万 1,000 円。

13 ページをお願いいたします。

2 目予防費 590 万 3,000 円。

15 ページをお願いいたします。

中段になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費 67 万 3,000 円。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 1,506 万 9,000 円、2 目教育振興費 1,624 万 1,000 円。

16 ページをお願いいたします。

中段になります。

9 款教育費、3 項小学校費、1 目学校管理費 354 万 5,000 円、2 目教育振興費 1,788 万 5,000 円。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 300 万円。

17 ページをお願いいたします。

3 目青少年対策費 1,000 円の減、5 目文化財保護費 99 万円。

9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 30 万円、3 目体育施設費 81 万円。

18 ページをお願いいたします。

下段になります。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 3,942 万 2,000 円、国県負担金等返納金でございます。うち社会福祉課が 3,891 万 5,000 円、介護長寿課が 11 万 4,000 円、健康推進課が 35 万 8,000 円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 ちょっと確認の意味で、結構お聞きしたいことがたくさんあるんですが、ほぼ全てがなぜこの定例会に補正する必要があるのかという意味で、各課からご回答いただきたいと思います。

まず 12 ページの民間保育所等支援事業、一時預かり事業の 470 万円の理由、それから、職員人件費の会計年度任用職員報酬、なぜこの時期の、これ増員ということなんだと思いますけれども、その辺の理由をまずお伺いしたいと思います。

こども課長 こども課でございます。

まず、民間保育所等支援事業につきましてですけれども、こちらは、地域子育て支援センターにつきましては、市が 2 つの保育園に事業を委託してございます。また、一時預かり事業につきましても、5 つの園のほうで補助金という形で支出をしてございますけれども、その国のほうの基準額が改定となりまして、その増額に伴って、今回補正をさせていただいたという内容でございます。

続いて、職員人件費のほうでございますけれども、会計年度任用職員につきましては、菅谷保育所になるんですけれども、時給の職員分、それが月額になるのか時給になるのかというところで、年度最後になりまして予算が取れていなかったということがござい

まして、こちらにつきましては今回補正予算で計上させていただいております。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

次にいきます。

13 ページの保健衛生費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、備品購入費は何をどこに購入したのか。それから、予防接種事業、個人接種、この 432 万円の増というのはどういう理由なのか伺います。

健康推進課長 健康推進課です。

まず、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、不特定多数の施設利用者の入館時における体温測定をスムーズに行うためということで、体温検知機能付 A I 顔認証カメラを 3 台、ひだまりに 2 台、高齢者福祉センターに 1 台設置するものでございます。

それから、予防接種事業の委託料の個人接種でございますが、令和 2 年 10 月から定期の予防接種の対象疾病にロタウイルス感染症が追加されるため、ロタウイルスワクチン予防接種を医療機関に委託し実施するものでございます。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

次、15 ページの教育費、教育支援センター設置事業、産業廃棄物処理ですが、これはどのどういうゴミなんでしょうか。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。よろしく申し上げます。

こちらにつきましては、令和元年度に移転工事のほうを教育支援センターにおいて行っておりまして、併せて外構工事ですね、駐車場とかも整備したんですけれども、そのときに併せて植栽等も、地元のほうでなかなか管理が大変だということで、伐採をしたということがございました。一部、敷地内に仮置きをしておいたんですけれども、量も確定して、ある程度乾燥もしてきたということと、地元のほうからそろそろ撤去どうなんだという声がありましたので、今回上げさせていただきました。

以上です。

古川委員 すみません、ちょっとたくさんあるんで、1 回ここで切りますね。ほかの方も、なかったからまたやらせていただきます。すみません。

寺門委員 多分、古川委員と同じ質問になるかと思いますが、私は 15 ページの教育費、学校管理費、小学校感染症臨時対策事業ですね。これ会計年度任用職員の報酬ということで、何人雇われて、どこへ配置をするのか、あと、目的ですね。

それから、その下、教育振興費、G I G A スクール推進事業、これ委託料でスクールサポーターの補正ということなんですけど、こちらも同様ですね、質問内容。

それと 17 節、備品購入費、915 万 6,000 円、電算機器購入がありますけれども、これ

も具体的に何を買われてどこへ配置をするのか、あと使い方も教えていただきたい。

これは同じく中学校費も同一内容のものがありますので、それも併せてお聞かせください。

学校教育課長 それでは、最初の小学校感染症臨時対策事業の中の会計年度任用職員の報酬でございますけれども、こちら新型コロナウイルス感染症対策で、休校して再開後にスムーズな学校運営にということで、補正させていただいて、既に5校に配置しているところでございます。その際の補正では、当初、再開後の4か月ということで予算を取っておったところでございますけれども、その後、学校現場の状況から、今年度はそのまま置いてほしいというような要望と、現状がそういう必要だという判断をしたところでございます。今年度いっぱい継続して雇用するという分の補正でございます。

併せまして、もう一つ、学校に必要であろうということで増員配置をする部分も今回1名分追加させていただいております。配置校につきましては、既に配置しているところ5校につきましては、横堀小学校、菅谷小学校、菅谷西小学校、瓜連小学校、小学校が4校でございます。今回新たに五台小に1名を追加させていただきたいということで計上しております。

中学校費の感染症予防対策事業のほうの臨時会計年度任用職員も、その流れでございます。こちら中学校は一中に配置している部分の延長の雇用部分でございます。

次に、GIGAスクール推進事業のほうですけれども、今回、GIGAスクールサポーターということで新たに計上させていただいております。今年度導入を進めておりますGIGAスクールのタブレット等につきまして、こちらのサポーターがタブレット納入から使用までの初期対応について、技術的な側面からの支援をいただくというような想定で上げさせていただいております。具体的には、環境整備の設定ですとか、使用マニュアルの作成、あるいは使用方法の周知ですとか、端末が納品される場合には、そうした部分の対応などにつきまして支援をいただくという予定で上げさせていただいております。

同じ事業の中の備品購入費でございますけれども、こちらのほうにつきましては、大型のモニター、教室内で使う部分のモニター、テレビのようなものでございます。こちらのモニターとカラープリンターのほうを予定しております。小学校につきましては、普通教室にはほとんど今モニターがございまして、クラスが増えた分と、あとは特別教室等で使うキャスターつきのものを想定しております。プリンターにつきましては、カラープリンター各校1台ずつの計上でございます。

中学校につきましても、こちら内容は同じでございます。備品購入費も、テレビのほうは逆に中学校のほうは普通教室に今ほとんどございませぬので、普通教室に置く分ということで計上させていただいております。

以上です。

寺門委員 G I G Aスクールのスクールサポーターは、これは何名なんですか。

学校教育課長 各学園で1人というような想定で計上させていただいております。

寺門委員 そうすると5名ということですか。

学校教育課長 そのとおりです。

寺門委員 ちなみにこれはどちらの方というのは分かりますか、要するに職種ですよね。

学校教育課長 こちらにつきましては、まだ契約まで至っておりませんで、何社かそういったサポーターを派遣できる会社のほうを入札等をお願いするというような予定をしております。

寺門委員 分かりました。

古川委員 17 ページの額田城跡整備事業、調査設計の補正の理由は何でしょうか。

生涯学習課長 生涯学習課長、田口です。

額田城跡整備事業の補正につきましては、これまでも本丸の公有化を図るために地権者との交渉を進めてきたところですが、今年度、ようやくその交渉がまとまるというような形になってまいりました。それに伴いまして、契約に向けて補償調査等が必要になってまいりますので、その補償調査料ということで補正予算を計上してございます。以上でございます。

古川委員 分かりました。

同じく 17 ページの保健体育事務費の報償費の 30 万円、これ賞賜金というものですか。これは何でしょうか。

生涯学習課長 生涯学習課、田口です。

こちらにつきましては、スキーマのワールドカップの大会に出場した方から申請がございまして、そのワールドカップに出場した報償費として、那珂市スポーツ大会出場報奨金交付要綱に基づいて支払う必要がございますので、今回補正のほうをさせていただいております。

古川委員 ごめんなさい、何のワールドカップとおっしゃいましたか。それとあと、その方は小学生ですか、中学生ですか。

生涯学習課長 一般の 20 代の男性の方になってございます。競技はスキーになります。

古川委員 最後に、同じく 17 ページ、体育施設管理事業の委託料、施設管理 81 万円の補正は、これは何でしょう。

生涯学習課長 生涯学習課です。

こちらにつきましては、らぼーるのトレーニングルームを7月にリニューアルオープンさせていただいたところです。その後、新型コロナウイルスの影響もございまして、いろんな制限をしながら貸出しをしているところがございますけれども、その中で夜間の巡回というところで、らぼーるのほうにつきましては、らぼーるの施設の貸出しのシルバー人材センターの職員が1人いるんですけども、こちらのトレーニングジムになり

ますと2階になっていまして、1人ではちょっと見回り、巡回のほうの手が回らないということで、新型コロナウイルス感染症対策も含めまして1人雇用のほうをシルバー人材センターのほうに委託しようという形で予算のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

古川委員 分かりましたが、その器具、その管理というか、そういうことであると、そういったことにも詳しい方なんですか。それともただ単にシルバー人材センターに、シルバー人材センターですか、これ委託。誰でもいいよって、いわゆる通常の施設管理、鍵の開け閉めとか、そういうレベルでの管理なんでしょうか。

生涯学習課長 基本的には、新型コロナウイルス感染症対策に関する巡回というのが主になってくると思いますけれども、やはりシルバー人材センターの方なので、機器の説明とかそういったところまでは要求はできませんので、あくまでも対策についてのお願いだったり、実施しているかどうかの確認だったり、そういったものが主な仕事になるというふうに考えてございます。

古川委員 分かりました。

以上です。

關委員 15 ページなんですけど、G I G Aスクール、関連してタブレット、今年中でしたか、配布予定という。どの程度の割合で今配布が進んでいるのか、ちょっとお知らせいただければ。

学校教育課長 タブレットのほうですが、本市におきましては、県における共同調達の方に一応乗っかって調達しようということで、今のところ進めておまして、県のほうでの進捗状況が各市町村から、どういったOSでどういったソフトを載せたいという希望調査を取り終えたところで、県ではそれを基にしまして、発注する仕様のほうを今組んでいるという段階でございまして、まだ発注には至っていないというのが現在の状況でございます。

以上です。

關委員 ちょっとある先生から、一般の教室以外に特別教室なんかを使ってG I G Aスクール関係の授業がこれから進むんだと思うんですけども、特別教室にエアコンが入らなかった、エアコンは既にもう設置済みなんですけども、教室によってはちょっとエアコンが欲しいなんていう意見が若干あったんですけども、今後に向けて、学校へ追加でエアコンを設置するような計画があればお聞かせいただきたいんですけども。

学校教育課長 普通教室のほうは昨年整備が全部進みましたので、今度は特別教室ということで、現場から、あるいは保護者の方からそういう声が上がっているということで、我々のところにも届いております。しかしながら、特別教室全てとなりますと、財政的な部分での負担も大きくなるというようなところで、ちょっと今の段階で何年度というところの具体的な計画には至っておりません。今後、どういった形で、少しずつ入れていく

かどうかというようなところを検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

關委員 ありがとうございます。

続いて 17 ページなんですけど、青少年対策費の補正額 1,000 円というのは、どうしてこういうのは発生するんでしょうかね。

生涯学習課長 生涯学習課でございます。

青少年相談員設置事業でございますけれども、今年の 4 月 1 日から非常勤特別職の範囲が見直されまして、青少年相談員につきましては、有償ボランティアという形で位置づけになってございます。この改正によりまして、報酬として支払うことができなくなりましたので、報償金のほうに予算の組替えをするという形になってございます。事務の処理上、ゼロ円という形では組替えができませんので、事業に影響のない範囲で当初予算から 1,000 円を減額いたしまして、支払い先の組替えということをしたところでございます。

以上でございます。

關委員 ありがとうございます。

最後ですけれども、先ほど古川委員が質問した教育費、17 ページ一番下なんですけど、このワールドカップの出場者の請求があったというふうに今お聞きしたんですけども、この方は那珂市のスキー連盟か何かに所属している方なんでしょうか。

生涯学習課長 お答えいたします。

こちらの方、額田在住の方なんですけれども、全日本スキー連盟の強化選手という形で、全日本スキー連盟のほうにも選手としてリストアップされている方でございます。

關委員 那珂市のスキー連盟に入っている。

生涯学習課長 申し訳ございません。そこまでちょっと確認できてございません。

關委員 後でもし分かれば、調べていただければありがたいです。

以上です。

古川委員 すみません、もう一点だけ伺います。

16 ページの中学校の修学旅行取消し料、これはいいんですが、代替はどうなったんですか。何か昨日ファクスか何かで報告が届いたような気がするんですけども、ちょっと詳しく教えていただけますか。

学校教育課長 修学旅行の代替行事につきましては、日帰りで各学校において計画するというようなところまでは決まっておりますけれども、まだ各学校において具体的などころまで決まっていないということになってございます。

以上です。

古川委員 そうすると、それは、遠足みたいなものにするということですか。

学校教育課長 遠足、あるいは社会体験みたいな部分で、各学校において計画されるというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 61 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 31 分)

再開 (午前 10 時 32 分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席いたしました。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(学校教育課所管部分)を議題といたします。

委員の皆様申し上げます。

決算認定の質疑は説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。また、総括質疑は行いません。議案第 68 号決算認定についての討論及び採決は、全て該当項目への質疑、答弁が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。

説明の際は、まず課名と出席者の報告をし、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから簡潔かつ明瞭に説明してください。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明をお願いいたします。審議中に委員から資料の請求があった場合には、議会事務局に 10 部提出してください。

それでは、順次、審議いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、一般会計歳出のうち、学校教育課から審議いたします。

学校教育課所管部分についての説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢です。ほか 6 名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

決算書は 190 ページからになります。決算主要施策調書は 97 ページからになります。

それでは、款項目、支出済額の順に読み上げます。

190 ページになります。

下段になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、ここで 192 ページに移ります。1 目教育委員会費 170 万 9,460 円。教育委員の報酬が主な支出です。

2 目事務局費 1 億 1,600 万 2,254 円。教育長及び事務局職員の人件費が主な支出になります。

194 ページになります。

3 目教育指導費 1 億 7,047 万 8,369 円。主な事業は小中学校英語指導助手設置事業、障害児学習活動支援事業、小中一貫教育推進事業などです。不用額の主なものは 7 節の賃金となっております。理由としましては、学習指導員や生活指導員につきまして、3 学期の勤務時間が全体的に少なかったことや 3 月の臨時休業に伴う勤務時間の減によるものでございます。

196 ページになります。

下段になります。

4 目教育支援センター建築費 1 億 7,243 万 1,309 円。教育支援センターを旧戸多小学校へ移転するための大規模改修工事、設計監理委託料等の費用でございます。不用額の主なものは大規模改造工事の入札差金となっております。

198 ページになります。

2 項になります。2 項小学校費、1 目学校管理費 1 億 7,428 万 9,932 円。主な事業は小学校管理事務費や施設管理事業、スクールバス運行事業などです。繰越明許費はトイレの洋式化工事に係る設計費及び工事費となります。この事業は国補助が前倒しで内定したために補正予算に計上し、翌年度へ繰り越したものでございます。不用額の主なものは 11 節需用費の電気や上水道料等光熱費、また、14 節の使用料及び賃借料の各学校のバス借上げ料などとなっております。

次は 204 ページになります。

2 目教育振興費 8,426 万 1,425 円。主な事業は就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業です。繰越明許費は G I G A スクール推進事業に係る校内 LAN 整備やタブレット購入の費用で、国の整備方針により補正予算に計上し、繰り越したものです。不用額の主なものは就学奨励事業の扶助費となっており、理由としましては、3 月の臨時休業により給食費の支給分が減となったことなどによるものでございます。

208 ページになります。

3 目学校建築費 2 億 2,240 万 4,142 円。支出額は前年度から繰り越して実施した小学校空調設備整備事業分でございます。不用額につきましても繰り越した空調整備事業の残額となっております。繰越明許費は、芳野小と菅谷東小の屋内運動場大規模改造事業に係る工事費と施工管理の委託料です。この事業も国の補助が前倒しで内定したため

に補正予算に計上したものでございます。

続いて、3項になります。3項中学校費、1目学校管理費1億1,710万5,636円。主な事業は中学校管理事務費、施設管理事業などです。繰越明許費はトイレの洋式化工事に係る設計費及び工事費等です。こちらにつきましても国補助が前倒しで内定したために補正予算に計上し、繰り越したものでございます。不用額の主なものは、11節需用費の光熱水費、教師用指導書等の図書費、14節の使用料及び賃借料の各学校のバス借上げ料などでございます。需用費の不用額が大きくなった要因としましては、4年ごとの教科書採択が令和2年度となっていたために新たな教師用指導書を購入するための図書費を計上しておりました。しかし、翌令和3年には10年に一度の学習指導要領改正を控えており、再度、教科書の採択が行われることとなるため、令和2年度は新たな教科書を採択せず、前年度までの教科書と同じものが採択となりました。教科書が同じであっても、新学習指導要領への移行期間であり、指導書につきましては、多少記載内容の変更もありますが、最終的には指導書の購入はしないということになったため、不用となったものでございます。

次は214ページになります。

2目教育振興費5,810万6,465円。主な事業は就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業です。繰越明許費は小学校費と同様、GIGAスクール推進事業に係る校内LAN整備やタブレット購入の費用です。不用額の主なものは就学奨励事業の扶助費となっており、理由としましては、小学校と同様、3月の臨時休業による給食費の支給分が減となったことなどによるものでございます。

216ページになります。

3目学校建築費1億1,337万1,458円。小学校と同様、前年度から繰り越して実施した空調設備整備事業分でございます。不用額につきましても、その事業の残額となっております。

続いて4項になります。4項幼稚園費、1目幼稚園費1億2,782万8,476円。不用額の主なものは11節需用費の光熱水費などとなっております。理由といたしましては、新たな幼稚園となった初年度であり、想定した額までかからず、不用が生じたものでございます。

220ページになります。

幼稚園建築費4,769万800円、前年度から繰り越した公立幼稚園建設事業の外構工事分でございます。不用額につきましては、この事業費の残額となっております。

234ページになります。

6項になります。6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費3億9,451万9,887円。不用額の主なものは11節需用費や13節委託料です。理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響で3月が臨時休業になったことに伴い、給食提供も停止したため、

賄材料費や燃料費、主食の加工委託料等に不用が生じたものでございます。

最後に 242 ページになります。

上段になります。

10 款災害復旧費、3 項文教施設災害復旧費、3 目保健体育施設現年災害復旧費 973 万 5,000 円。こちらは台風 15 号及び 19 号の影響で学校給食センターにおいて多数の雨漏りが発生したため修繕したものでございます。

説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。

質疑はございませんか。

寺門委員 歳入のところをちょっとお聞きしたいんですが、57 ページ、給食費のところです。

こちらに収入未済額がございまして、226 万 1,817 円ですね。これは過去を見ますと、平成 29 年は 260 万円、平成 30 年が 265 万円、平成 30 年度からすると結構改善をされているということなんですが、実際にどういうことをしたのかということ、これ今、児童手当との相殺がメインで回収のほうはされていると思うんですけども、今後、今の残額で新しいというか、古いものが結構あるんじゃないかなというところと、今後、古いものと新しいもの、この発生率もちょっと併せてお聞きしたいのと、対策についてもちょっと伺いたい。

学校教育課長 こちら歳入、給食費につきましては、おっしゃるとおり児童手当のほうと相殺ということでお願いしている部分がございます、現年分の未納率というのはほぼないというか、少ない状況になっておりまして、現年分の収納率につきましては、令和元年度は 99.93%という率までいっておりますので、前年度より未納額は若干圧縮になったのかなと思います。

その分、過年度の分の未納が 200 万円以上あるというようなところで、こちらのほうは、給食センターのほうから定期的な催告等の送付等をしておりまして、こちら引き続き粘り強くやっていきたいというふうに思っております。

児童手当のほうの相殺につきましては、今後も極力お願いして、現年度分を極力未納がない状態にはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

寺門委員 不納欠損額がゼロなんで、これは毎年きちんと請求をされて回収ということでやっていらっしゃるんですけども、その過年度といっても、10 年とかそういうのもあるんですか、古いのも。

学校教育課長 一番古いので、やはり 10 年とかというのもありますので、そちらにつきましても、なかなか、既に行方不明になった方とかもぼろぼろというふうな状況でございまして、適正な不納欠損なり、処理のほうができればというふうには考えてございます。

以上です。

寺門委員 分かりました。

武藤委員 197 ページ、中頃でコミュニティスクール推進事業で 10 万円ほど決算があるんだけれども、過年度はどういうことをやったのかお伺いいたします。

学校教育課長 大変申し訳ございません。コミュニティスクール推進事業につきましては、生涯学習課のほうの所管事業になっておりまして、詳しいところを把握しておりません。申し訳ございません。

寺門委員 197 ページなんですけど、小中一貫教育推進事業ということで、事業の詳細については 101 ページですかね。こちらなんですけれども、これは当然、目標がありまして、それに対する成果というのは、達成度評価ですね、これをすべきじゃないかと思うんですが、その辺の見直しを考えているのかどうか、ぜひお願いしたいんですが。

それから、非常勤職員の報酬がありますけれども、こちらについても何名でやられているのか、または、採用して実際にやっていただいて、その効果についてどういうものがあるかちょっと伺います。

指導室長 学校教育課指導室長の沼田と申します。よろしくお伺いいたします。

小中一貫教育の達成度評価等につきましては、例年、小中学生、児童生徒及び教職員のほうにアンケート調査を取らせていただき、意識調査等の中で把握をさせていただいているところですが、今年度に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響で休業も長期化し、小中一貫教育の交流活動等、現段階ではなかなか実施できておりませんので、現時点では、今年度に関してはアンケート調査のほうは行わない予定でございます。何らかの形で達成度は我々のほうで把握はしてまいりたいと考えているところです。

非常勤講師につきましては、小中一貫非常勤講師、これは教科担任制を小学校のほうで、全小学校 9 校のほうで行わせていただいておりますので、小中一貫非常勤講師という形で教科担任制の授業を行える方を各校 1 名配置させていただいているところです。

以上です。

寺門委員 分かりました。

委員長 すみません、215 ページ、運動部活動外部指導者、これ前にも質問したと思うんですけれども、何人ぐらい、どんな方がどこの中学校で行っているのか、前はやっている方が多分いなかったと思うんですけれども、予算はあったんですけれども、お願いします。

学校教育課長 こちらにつきましては、現在、那珂一中和四中 2 校で柔道のほうの指導をお願いしているところです。各校 1 名の 2 名を令和元年度はお願いしておりまして、過年度も一中、四中はもうここ数年前から同じようにやっているところでございます。

以上です。

委員長 今後、部活動が外部の指導員を入れることで、なくなっちゃった部活なんかも結構あると思うんですけれども、先生が指導できなくてというのがないように、そういうのと

いうのは考えておられますか。指導できない先生がいるという場合には、こういうのを利用してやるということによろしいんですね。

指導室長 この運動部の外部指導者の事業につきましては、現時点で国の政策もまだ正式に決定していない段階で、県のほうとしても、過去あった運動部の外部指導支援事業というものが現時点ではなくなっている状態です。市のほうでそちらのお金を補填していただいて、継続的にやらせていただいているところなんですけど、国が考えているこの運動部の外部指導者派遣事業というものの内容が明確にならないところですので、なかなか現時点でこういうという具体的な方針が定められないところなのかなと考えているところなんですけど。

寺門委員 195 ページ、障害児学習活動支援事業というところなんですけど、これ予算的にも昨年からは減額されておまして、当然、指導員についても、平成 30 年度比でいうと 3 名ほど減になっています。昨年からどこを要するに強調したのかということと、減らして果たしていいのだろうか。決算で終わりにになりましたけれども、現実的には、児童、その障がい児の方が増えていると、教室も増えたりもしておりますんで、その辺はどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

学校教育課長 こちらの決算額で見ますと、今年は、3月の臨時休業等で減した分、あるいは3学期が全体的に勤務時間が少なくなったということで、決算額で比較すると減ったという結果的にはなっているのかなと思いますけれども、人数につきましては、平成 30 年度、出入りもちょっとあったので、延べ人数ということでいうと減ったというふうには一見、見えるんですけども、そこは引き続き平成 30 年度から令和元年度につきましては、配置したところは、若干の配置換えはありましたけれども、人数を減したというようなところではございません。

あと、今年度は新型コロナウイルス感染症対策ということで、新たにまた増員はさせていただいてはいるところなんですけれども、今後ちょっとその部分につきましては、継続できるかどうかはちょっと予算の関係もありますので、今のところちょっと不透明な部分があるかなと思います。

今後にも必要に応じて配置はしていきたいと考えておりますけれども、予算の関係、バランスを見てということにはなろうかなというふうには考えております。

以上です。

寺門委員 予算的にはちょっと救援の部分があるということですが、人員的にはね、相殺して出入りがあったんでということですけども、これは多分、学習指導員、生活指導員、それぞれ役目があるかと思いますが、やはり学習指導員ばかりでなく、両方ですね、生活指導員の方も増やしていただければなど。今後、来年、令和 3 年度に向かって、やはり新入児童の数は、全体的には減るみたいなんですけれども、どうも障がいを持った方が増えそうかどうか、増えるという傾向にありますので、ぜひ増員のほうを考えてい

ただきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長 答弁ありますか。

学校教育課長 我々も必要なところに配置できるようにということで、引き続きそこら辺は考えながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

武藤委員 調書の 101 ページ、小中一貫教育のいろんな事業が書いてあるんだけど、これは、この委員会を何回ぐらい行って、どういうことを審議したのかちょっとお伺いいたします。

指導室長 小中一貫推進委員会は年に2回大きな、ここに書かれている16名全員集めたものを開催しておりまして、6月、もしくは7月の前期に行われるものについては、年度内の小中一貫教育の推進内容について協議をし、2月の第2回目に開催されるものについては、その年度でどのような成果があったか、次年度への課題、また、目標といいますか、テーマ等について協議をするような会になっております。それ以外にも、臨時での役員会的なものを何度か開催しながら、市の小中一貫教育の推進について協議を進めているところでございます。

以上です。

武藤委員 小中一貫になって6年ぐらいたつと思うんだけど、小中一貫はこのまま継続するんだけど、こういう推進事業というのはしばらく継続する予定なのかな。

指導室長 継続して、よりよいものにしてまいりたいと考えております。

以上です。

古川委員 すみません、1点だけ。

今、小中学校で各学園にお一人でしたか、用務員という言い方が正しいのか、雇用されていると思うんですけども、それって決算書ではどこにその賃金が含まれていますか。

学校教育課長 中学校の管理事務費、こちらでいうと209ページの一番下のほうですね、右の備考欄の一番下の中学校管理事務費の7節賃金、こちらに含まれております。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

小学校のほうには予算化されていない。

学校教育課長 学園で1人ということで、予算のほうはこちらの中学校のほうに計上してございます。

古川委員 分かりました。

各学園に1人雇用していただいているので、すごい学校ではありがたいという言葉を使っていますけれども、それでも、今、運動会とかを前にして、PTAの除草作業とかも中止している学校が多い中で、用務員という言い方が正しいか分かりませんが、その方が今大活躍で、足らないと、もう大変だと。今年またこの暑い中で一生懸命頑張っ

ていただいているんですけれども、これ来年度に向けて、各学園ではなくて各校に1人とか、何とか考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

学校教育課長 今年も奉仕作業のほうも、新型コロナウイルス感染症の影響で各学校実施がなかなか難しいという学校もあったので、雑草のほうも繁茂がちょっとひどい状況になった学校もあるということ、我々もその辺は認識しているところなんですけれども、すぐさま各学校に1人配置できるかということになりますと、予算の問題等もありますので、ちょっと長期的な課題として、見させていただければと思います。

以上です。

古川委員 要望としてお伝えしておきますが、例えばフルタイムじゃなくてもいいと思うんですよ。各学園に1人の方は、今フルタイムなのかな、平日は。例えば週3回にして各校に配置するとか、そういうやり方も考えられるのかなと思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で学校教育課の所管部分を終了します。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩(午前11時02分)

再開(午前11時14分)

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(生涯学習課所管部分について) 執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の田口でございます。ほか11名が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

説明の前に、先ほど補正予算の中でスキー連盟のご質問があったんですけれども、そのことについてご回答のほうをさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

生涯学習課長 先ほど報償費の対象者について、那珂市のスキー連盟に加盟しているかどうかというご質問をいただきまして、確認が取れました。那珂市スキー連盟のほうには加入している方ということでございます。よろしくお願いたします。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

決算書につきましては196ページから、また、決算主要施策調書につきましては109ページから117ページまでとなっております。

決算書に基づきまして、款項目、支出済額の順でご説明をさせていただきます。

まず、196 ページをお開きください。

9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費、197 ページ中段のコミュニティスクール推進事業でございます。支出済額 10 万 824 円になります。

続きまして、220 ページをお開きください。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、支出済額 1 億 8,679 万 8,474 円。不用額の大きいものにつきましては職員人件費関連になります。

続きまして、222 ページをお開きください。

中段になります。

2 目公民館費、支出済額 3,711 万 5,323 円。不用額の大きいものにつきましては公民館事務費のシルバー人材センター夜間業務委託料、公民館施設管理事業の燃料費及び光熱水費になります。いずれも今年度、新型コロナウイルス感染症の関係で 3 月 6 日から施設のほうが開館となっております。そういったものも関連してございます。また、公民館施設管理事業の役務費でございますけれども、中央公民館施設の設備等の保守点検の入札差金になります。

続きまして、224 ページをお開きください。

下段になります。

3 目青少年対策費、支出済額 698 万 3,920 円になります。

続きまして、226 ページをお願いいたします。

下段になります。

4 目歴史民俗資料館費、支出済額 3,796 万 9,023 円になります。不用額の大きいものにつきましては歴史民俗資料館運営事業の修繕料及び特別展開催事業の備品購入費、こちらになります。いずれも入札による差金でございます。

続きまして、228 ページをお開きください。

下段になります。

5 目文化財保護費、支出済額 323 万 5,239 円。不用額の大きいものにつきましては文化財保護対策事業の委託料になります。理由といたしましては、個人住宅建築に係る埋蔵文化財発掘調査費用、こちらにつきましては、公費で負担することになってございますけれども、昨年度、個人住宅建築に係る発掘調査がなかったということによるものでございます。また、額田城跡整備事業の公有財産購入費、こちらでございます。理由といたしましては、本丸の公有化に当たりまして、交渉が難航しておりまして、契約に至らなかったものでございます。

続きまして、230 ページをお開きください。

上段になります。

6 目市史編さん費、支出済額 6 万 1,091 円でございます。

同じく 230 ページ、次の段でございますが、7 目図書館費、支出済額 8,991 万 8,043 円。不用額の大きいものにつきましては図書館管理事業の光熱費でございます。

続きまして、232 ページをお願いいたします。

中段になります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、支出済額 1 億 2,247 万 3,911 円。不用額で大きいものにつきましてはスポーツ教室開設事業の報償費及び国民体育大会準備事業の工事請負費になります。工事請負費の不用額の理由でございますけれども、国体開催に当たりまして、会場付近に駐車場の敷地を借用して整備をするという予定でございました。実際整備するに当たりまして、当初想定していたものよりも地盤が安定しておりまして、周辺の軽微な工事で済みましたので、予算のほうの残額という形が発生いたしました。

続きまして、236 ページをお開きください。

下の段になります。

3 目体育施設費、支出済額 2,964 万 9,291 円。不用額の大きいものにつきましては、次のページ、239 ページの上段になりますけれども、体育施設管理事業の委託料、また、かわまちづくり支援制度活用事業の委託料及び表面整備工事に係る工事請負費の入札の差金でございます。

次に、238 ページの中段でございます。

4 目総合公園費、支出済額 1 億 6,515 万 3,143 円。不用額で大きいものにつきましては総合公園管理事業の燃料費及び光熱水費でございます。また、役務費につきましては、総合公園施設の設備等の保守点検等の入札の差金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑ありませんか。

古川委員 235 ページの一番上のスポーツ教室開設事業についてちょっとお伺いします。

施策調書の 114 ページにあります。ちょっと考え方をお聞きしたいんですけども、まず水泳教室があって、いろんなクラスに分かれているかと思えます。その後にスポーツ教室ということで、いろんな教室を開催していただいているんですけども、ぱっと見た感じ、水泳教室はまあいいんですけども、それ以外のスポーツ教室で子供を対象にした事業というのがあるのかな、親子というのもありますけれども、いろんな意味でいろんな教室を子供向けにはやらないんだろうかというふうに思うんですけども。

それと関連しますが、総合型の何ていうんでしたっけ、スポーツクラブがやっている事業は、これはまた別ですか。だとすれば、そちらのほうでやっていますとかというもし回答ができるのであれば、お聞きしたいということ。子供向けの事業についてのスポーツ教室、どのようにその辺をお考えになっているのかを伺えればと思います。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室、柴田です。よろしく申し上げます。

スポーツ教室の子供を対象につきましては、ジュニアのテニス教室、こちらとスケート教室、こちらが子供向けの教室になっております。

総合型ひまわりスポーツクラブのほうの教室につきましては、うちのほうとはまた独立したものになっておりますが、そちらでも子供の受入れをして、いろいろな教室のほうで子供さんもやっているそうです。

以上です。

古川委員 ということは、この教室開設事業の中ではなくて、ひまわりスポーツクラブのほうでやっていただいているということで、このスポーツ教室開設事業の中では特にこれ以上のことは考えていないということよろしいですか。

スポーツ推進室長 今のところこれ以上のものは考えておりませんが、今後、参加者が少ないとか、そういった部分の教室もごございますので、そういったものも含めて今後考えていきたいと思えます。

以上です。

古川委員 子供、例えば小学生とかにすれば、ほかに少年団とかそういったものもありますから、そちらのほうでやっているのであれば、それはそれでよろしいかと思えます。

1つちょっと最近のスポーツの状況を見ると、eスポーツってありますよね。ああいうのって、僕はあまり賛成ではないんですが、eスポーツとかそういったのも那珂市の特色ある事業としてどうでしょうか。

生涯学習課長 eスポーツ、ゲームで対戦するものだと思うんですけども、委員のほうから今ご意見いただきましたけれども、全くそういったことを考えてごいませんでした。今日ご意見をいただきましたので、ちょっとスポーツなのか、スポーツじゃないのかというところが微妙なんですけれども、ご意見として承っておきたいと思っております。

古川委員 私、先ほど言いましたように、私はお勧めはしたくないんです。ただ、そういう時代の流れでいろんなスポーツがありますから、幅広く教室を検討するときには、前例に倣ってという考え方ではなくて、いろいろ考えてくださいという意味での、そういうものもありますけれどもという話だけにとどめておきます。よろしくをお願いします。

副委員長 お聞きしたいのは、231 ページの図書館管理事業に関してなんですけれども、こちらから需用費で水道光熱費とかいろいろ載っていますけれども、Wi-Fiなどは今、図書館のほうに完備されているのかちょっとお聞きしたいと思ひまして、お願いします。

図書館長 図書館長の武藤と申します。よろしくをお願いします。

Wi-Fiにつきましては、政策企画課のITのほうで、新型コロナウイルス感染症の補助金を元にしまして、設置がつい4日ぐらい前にされたところでございます。

以上です。

副委員長 ありがとうございます。

常々県立図書館など行くと、きちんとWi-Fi整備されていまして、那珂市でも2階

の教室みたいなところを使う方が多かったので、ぜひと思っていたので、ありがとうございました。

図書館長 すみません、2階の多目的室、勉強ができるところなんですけれども、そちらには残念ながらW i - F iのほうは届かないというような状況でございます。

副委員長 では、ぜひ今後進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

武藤委員 コミュニティスクールをお伺いいたします。どういうことをやっていたのでしょうか。

生涯学習課長 昨年度、コミュニティスクールでどういったことを実施していたかというご質問でよろしいかと思うんですけれども、昨年度、コミュニティスクールのほうでは、白鳥学園のほうで実施している状況なんですけれども、部会が3つございまして、地域教育部会、コーディネート部会、広報部会とかというのがございます。その中で防災アカデミーの防災教育研修会として、避難所運営ゲームを実施しておりましたり、防災教育事業といたしまして、「いのちをつなぐために」という講演会を開催しております。

また、コーディネート部会のほうでは、命の講演会を合同でやっているということと、あと、学校の教育活動の支援といたしまして、放課後学習支援ボランティア事業というのを実施してございます。

昨年度の事業につきましては以上でございます。

寺門委員 同じく 221 ページなんですけれども、この家庭教育学級開設事業というのは担当でよろしかったですか。こちら、事業詳細のほうは 110 ページになるんですけれども、各小学校、中学校に 16 学級ということで開設をされておまして、それぞれ学習会をやられておりますけれども、あと、集合で3回ほどやりましたりということで、それぞれ 150 人とか 160 人と書いてありますけれども、これは各小学校、中学校という、この単位ではどれぐらいの方が参加されたのか。あと、主な内容についてちょっと伺います。

生涯学習課長 家庭教育学級の内容ということでございます。家庭教育学級につきましては、保育所、幼稚園、小学校、中学校でそれぞれ実施をしております。例えば菅谷保育所ですと、保育所自体の家庭教育学級の実施内容、4回実施しております、4回の合計で参加人数といたしますと約 94 人が参加してございます。実施内容につきましては、親子のレクリエーションでしたり、親子で実施する陶芸教室でしたり、わかすぎ学園と合同の学習会というものを実施しておりましたり、親子でクッキングというものを実施してございます。

また、ひまわり幼稚園でございますけれども、ひまわり幼稚園におきましては7回、自主的に実施しております、ひまわり幼稚園の延べ参加人数につきましては 500 人から 600 人ぐらい、延べで参加をしてございます。

幼稚園の学習内容でございますけれども、こちらにつきましては、親子のレクリエーションだったり、夕涼みの防災関係の煙体験の訓練でございましたり、親子の陶芸教室で

したり、あと、ばら野学園と合同で学習会を実施したりしてございます。

小学校につきましては9校ございますが、それぞれご説明させていただいたほうがよろしいでしょうか、各学校ごとに。

寺門委員 長くなるんで、それぞれ何名ぐらいずつ来ているのか。

生涯学習課長 まず横堀小学校ですと、実施回数が4回、延べ参加人数が約90人でございます。額田小学校につきましては実施回数が4回、延べ参加人数が60人程度でございます。菅谷小学校につきましては学習の実施回数が4回、延べ参加人数が約40名、菅谷東小学校につきましては実施回数が4回で、延べ参加人数が110名程度でございます。

続きまして、菅谷西小学校につきましては実施回数が7回実施しておりまして、延べ参加人数が約500人程度になってございます。

続きまして、五台小学校でございますが、学習の実施回数が7回実施しておりまして、延べ参加人数が230名程度でございます。

続きまして、芳野小学校につきましては実施回数が4回、延べ参加人数が50名程度でございます。

続きまして、木崎小学校につきましては実施回数が6回実施しておりまして、延べ参加人数が40人程度でございます。

瓜連小学校につきましては実施回数が4回、延べ参加人数が120名程度でございます。

続きまして、中学校、第一中学校が学習の実施回数が4回、延べ参加人数が120人程度、第二中学校でございますが、学習の実施回数が4回、延べ参加人数が95名程度でございます。第三中学校につきましては実施回数が2回、延べ参加人数が130名程度、第四中学校につきましては実施回数が3回、延べ参加人数が45名程度でございます。瓜連中学校につきましては実施回数が2回、延べ参加人数が20人程度。

以上でございます。

寺門委員 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと具体的な人数までお聞きしたのは、もうこれ小中一貫教育とも非常に密接な関係がありまして、もちろん家庭学級ですから、親御さんへの教育ということも非常に大事な要素になると思います。特にこれから児童生徒が将来設計するに当たって、やはり親御さんへの教育も当然必要になりまして、その辺の強化というのが今後必要になるかなという気がしております。

この何でしょう、統一した、例えばカリキュラムみたいなものがあって、それを進めているというのか、実践しているというのか、それぞれ独自の各学校の家庭学級ということでやられているのか、その辺はどうなのでしょう。

生涯学習課長 基本的には各学校のほうで様々なプログラムを検討していただいて実施しているのが現状でございます。ただ、市のほうで合同研修会ということで、年に3回合同の研修会を実施しておりまして、その中では、昨年ですと第1回目の合同研修会におきま

して、「子供の心をつかむ話し方」の講演会でしたり、第2回目は親が変われば、子供も変わる推進大会に合わせまして「自己肯定感を生む地域教育」という、講師の先生を呼びまして講演会を実施しましたり、3回目につきましては、講師をまた呼びまして、「子供たちが自分の未来を切り開くために」というような演台で、年に3回の合同学習会は実施している状況でございます。

以上でございます。

寺門委員 参加人数の方も、それぞれ学校によって多い、少ないが出ておりますので、ぜひとも親御さん、家庭教育ですから、参加率を、人数を増やしていただけるように啓蒙のほうをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

古川委員 家庭教育学級に関連してなんですが、今の話にもなるんですけども、以前、私、家庭教育学級にちょっと異議を唱えたことがありまして、今こんなことをやっていますよというお話を伺って、親子で一緒にやっているとかって、いいと思うんですよ。しばらく前は、本当にお母さんだけの趣味の会みたいなね、お料理教室とか。別にお料理教室が悪いんじゃないです、それが家庭教育につながるんだったら、僕は全然ありだと思うんですね。ただ、そういうものに、何か本当にこの一つの事業が家庭教育につながるんだろうか。当然これPTAが大きく絡んできますけれども、結局、趣味の会にしてたくさん人を集める、でも、来るのは決まった人、こちら辺はPTA事業の永遠のテーマではあるんですが。ということで、合同学習会は、非常に今のお話を聞くと、いいお話を聞いていただいているようなのでいいと思っているんですけども、各学校にお任せして、多分これ実施要綱か何かありますよね、こういう形でやってくださいって。そういうものがただお任せしていて、各学校では、各学級では、人を集めるために趣味の会的なものをやって集まる。それでよかった、よかったで終わっちゃっている。それを家庭教育に結びつくようなものをきちんとやらせられないのであれば、必要ないんじゃないかということを私は言った記憶があるんですけども。

だから、お願ひとして、今、寺門委員がおっしゃったように、啓蒙というか、たくさん、ただ集めることがいいことではなくて、本当に家庭学級につながる事業を考えて、大変だとは思いますが、考えて実施してくださいということをお願ひをさせていただきたいなというふうに思います。

委員長 ほかございませんか。

なければ、私のほうから1つ、この間、課長ともお話ししたんですけども、成人式、今年度、やはり新型コロナウイルス禍の中でやり方が多分変わってくるかもしれないということなんで、多分、ほかの委員、知らないと思うんで、今現在検討なされている成人式の形というのをちょっとご説明いただければなと思うんですが。

生涯学習課長 今年度の成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を実施した上

で開催していかなければならないという状況でございます。これまで総合公園のほうで1回の開催で実施できたんですけれども、今回やはり密を防ぐためにある程度間隔を空けて成人式を開催しなければならないという検討をしたんですけれども、そういった中で、2回開催ということを考えないと、その密が防げないという状況でございますので、今回は2部制にして、2回実施したいというふうに考えてございます。

実施日につきましては、令和3年1月9日の午後に那珂総合公園のほうで開催するというので、時間も短縮してというところも考えなければなりませんので、招待者のほうも限定しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

その中で、毎年、市議会議員の皆様にはご参加をいただいているんですけれども、今回、議長、副議長とご相談させていただきまして、来賓のご参加のほうにつきましては、議長と副議長に限定をさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただければと思っております。

本日そちらのご説明の文書につきましては、議会事務局のほうに配付をお願いしましたので、区分箱のほうで配付をさせていただきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

委員長 今のところ、やはり新型コロナウイルスの状況によって中止もあり得るような状況だとは思うんですね。その際、いろいろやはり一生に一度のことなので、いろいろ着物も何もレンタルとかいろいろする方もたくさんいると思うんです。その際に態度決定というのはいつ頃になるのか、早くもできないとは思いますが、代替なんていうあれも考えていないでしょうし、その辺どう考えているのかちょっとお伺いします。

生涯学習課長 確かに委員長おっしゃるように、中止の判断というのが非常に難しいところでございます。当然、市内の新型コロナウイルス感染者の発生状況、また、県のコロナNext、そういったものも含めまして、トータル的に考えながら実施、中止の判断はしていかなければならないというふうに考えてございます。

中止の最終判断の時期なんですけれども、できるだけ早く判断したいところではあるんですけれども、新型コロナウイルス感染症がいつ急速に感染が広がって行って、いつ終息していくのかというのがちょっと見えない状況でございますので、今のところ最終判断、遅ければ12月というような形になっていくとも考えてございます。できるだけ成人者のために式のほうは開催できるような方向で、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施していきたいとは考えてございますけれども、こういう状況でございますので、委員の皆様にもいろいろとご協力いただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございますので、引き続きよろしくお願いいたしますと思っております。

委員長 今度インフルエンザの流行とか、相重なって結構難しい大変な判断になると思いますが、ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

古川委員 成人式に関連して、今年度は土曜日の午後というのは、これは午後やるという決定

は実行委員の判断なんですか、考えですよ。ちょっと確認。

生涯学習課長 成人式実行委員会は開催してございまして、そちらで協議した中で決定してございます。

以上でございます。

古川委員 新型コロナウイルス感染症とかに関連して、午後にしたほうがいいのか2部制にしたほうがいいのか、2部制にしたほうがいいのかというのはこちらの提案なのかと思いますけれども、土曜日でも午後にしたというのは、実行委員のお考えというか、意思でということではよろしいんですね。

というのは、私もう前から言っていますけれども、土曜日の午前中に何でやるんだと。東京とかで働いている方とかの、特に女性の方とか、着つけが大変じゃないかと。だから、日曜日にしたほうがいいんじゃないかとかという提案をずっとしてきたんですが、でも、いや、実行委員会、当事者が決めていますからというお答えだったんで、当事者がいいというんだったらいいかとは思いましたけれども、今回初めて土曜日の午後ということになって、そういう意味では大分参加しやすくなるのかなという気がしますから、新型コロナウイルス感染症とは別にして、なるべく多くの方にね、実施するのであれば、参加してほしいなという気がいたします。

以上です。

關委員 225 ページの青少年の対策費の中で、報酬が今 416 万円ほどあるんですけれども、そもそも青少年の相談員 47 名、たしかいると思うんですけれども、20 年近くもう人数が変わっていないのかなという気がするんですが、5 地区の相談員の設置数というんですかね。やはり小学校、中学校なんかの生徒数も相当な変化をここ数十年見ると、少なくなっている。そんな中で相談員の総数の人数の見直しなんかも当然必要じゃないかと思うんですけれども、その辺、執行部のほうはどういう考えでいるのかお聞かせいただきたいんですけれども。

生涯学習課長 相談員の定数につきましては、現在 50 人以内とするということで、現実には 47 名という方をお願いしているところでございます。今、關委員のお話ですと、子供たちの数も減っているんで、人数を見直してみたらどうかというお話だとは思いますが、青少年の相談員の会議の中で、そういった部分も今後協議していく必要があるのかなというふうに考えてございますので、そういった形で進めさせていただければというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

關委員 ありがとうございます。

それと、239 ページのかわまちづくりの支援制度活用事業なんですけれども、たしかこれは令和 4 年 4 月からスタートするというふうにお聞きしているんですが、来年度以降もこの程度の予算措置があるのか、いろいろ話が出ています那珂インターチェンジ周辺の開発から含めて、県知事の植物園、鳥獣センターのほうの開発も含めて、たしか県の

ほうの開発は何か令和3年度から5年にかけて、3年かけて100万人規模というようなお話もちょっと伺っているんですけども、そういうもろもろの面でも開発を考えると、このかわまちづくりの支援制度も令和4年度のオープンに向けて、来年度相当な予算を取ったほうが面白いんじゃないかなという気がするんですけども、その辺の方向性をちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

生涯学習課長　かわまちづくり支援制度活用事業におきましては、令和3年度、来年度までの工事で竣工という形で工事のほうを実施しているところでございます。今年度につきましては、下流部分のグラウンドの表面整備等がでございます。そういった工事も経まして、来年度につきましては、桜堤であったり、トイレの設置だったり、そういったところも含めて全体的な工事を進めていくことになってございます。

今のところほぼ計画どおり進んでおりまして、当初予定していた計画の工事が来年度で完了する予定で進めてございます。予算につきましては、今年度工事実施分、来年度工事実施分という形で必要な経費を要求して実施していきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

關委員　ありがとうございます。

このかわまちづくり、ちょっと1点危惧している部分がありまして、いろいろワークショップとか、過去、私も参加したんですが、あそこはご存じのとおり農村地域で、主に畑が多いですね、耕作している方。多くはないんですけども、地域を歩いてみますと、業者のもうけだとかね、割かしマイナス的な意見をたまに聞くんです。それプラス、やはり駐車場、イベントによってはかなり車も、400台可能というような整備をする予定ですけども、イベントには相当な人が来るんだろうと思うんですけども、ちょっと農業耕作者に対する説明、農業耕作者だけの説明は要らないと思うんですが、そういった方々、地域全体の説明が必要かなと思うんですけども。やはりどうしても車問題とかゴミの問題が、オープンしてからも出てくるんだろうと思うんですよね。それと、例えばちょっと畑に入られちゃったとか、そういう細かい話も批判的に今後出てくるんだろうと思うんですけども、そういった地域の方々に対する説明なんか、負の説明というんですかね、そういうのも踏まえて今後いろんな事業説明を開催するのであれば、ちょっとその辺のところも一考、考えていただければありがたいなというふうに思います。これは別に質問ではありません。

以上です。

委員長　ほかにございませんか。

(なし)

委員長　なければ、終結いたします。

続いて、那珂総合公園ネーミングライツ募集についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、常任委員会資料 22 ページをお開きください。

那珂総合公園ネーミングライツ募集についてご説明をさせていただきます。

本年 4 月 1 日に那珂市ネーミングライツ実施要綱が施行されたことに伴いまして、那珂総合公園ネーミングライツ募集要項を作成し、ネーミングライツのスポンサーを募集いたしますので、内容についてご報告をさせていただきます。

説明につきましては、別紙、那珂総合公園ネーミングライツ募集要項、こちらが添付されていると存じます。こちらの要項に基づきまして、説明のほうをさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、1 ページをご覧ください。

1 の募集目的でございます。

募集施設となります那珂総合公園では、今まで以上に施設の知名度や魅力を高めるとともに、施設の持続的な運営と地域の活性化に資するため、民間との協働の観点からネーミングライツスポンサーを募集いたします。

2 の募集施設の概要、こちらには (1) から 2 ページの (7) まで、施設全体の規模や年間の利用者数、総合公園で開催している主要な大会やスポーツ教室などの記事を掲載してございます。

続きまして、2 ページ目の 3 でございます。スポンサーに付与する権利でございます。

1 つが愛称を命名する権利、(2) の 2 つ目ですけれども、施設内に愛称表示看板を設置する権利でございます。1 つ目の愛称につきましては、市民や利用者にとって親しみやすく理解を得られることを考慮いたしまして、漢字や平仮名、ローマ字などでナカの文字を使用するように条件を付してございます。

次に、4 の契約希望価格、命名権料でございますが、年額 170 万円以上といたします。金額につきましては、平成 27 年度から令和元年度まで 5 年間の那珂総合公園及び歴史民俗資料館の管理運営費の決算額、こちらを平均いたしまして、その額の 1 % 分の金額というふうに出しました。

続きまして、5 の費用負担でございますが、まず、スポンサーにつきましては、命名権料のほか、①敷地内外の表示変更に係る費用、②契約期間終了に伴う原状回復費用になります。

(2) 那珂市の負担でございますけれども、那珂市の負担といたしましては、パンフレットや封筒など、市の印刷物や市のホームページ表示変更に伴う経費でございます。

次に、6 のネーミングライツの期間でございますが、令和 3 年 4 月 1 日から 3 年以上というふうにいたします。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

7 の (2) 募集期間でございます。

募集期間につきましては、令和2年10月1日から11月30日までの2か月間。

(3) 応募条件ですが、応募資格を有する者、こちらは法人に限るといたしまして、次の①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定されている業種のほか、②番から⑩番までの要件では応募ができないものというふうになってございます。

次に、8の選定方法でございますが、那珂市が設置いたしますネーミングライツ審査委員会、こちらにおきまして応募者から提案された内容を総合的に判断して順位を決定し、最上位の者を優先交渉権者というふうにいたします。

最後に、9の決定及び公表でございます。

決定につきましては、優先交渉権者と契約内容等の交渉を行った上で契約相手方といたしまして決定し、市と契約を締結するという流れになります。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。

古川委員 募集要項の中でいくつか疑問の点があるので、1つずつお伺いしていきます。

まず、3番のスポンサーに付与する権利及び条件のところ、米印の2つ目の通称名の使用ができない大会等においては、条例で定める施設の名称を使用する場合があります。つまり命名権のネーミングは使わせないということですよ。であれば、これは事前に、この大会とかイベントは使えませんよということをやっておかないと、応募して採用されました、ところが、はいこれは使えません、これも使えません、あれも使えませんという、じゃ何のために170万円出して権利を獲得したのかというふうにならなきゃいいなとちょっと心配するんですけれども、事前にこういうものはできないよということは告知しているんですか。

生涯学習課長 契約の際に優先交渉権者と契約内容の確認を行った上で最終的な契約になりますので、その段階で説明のほうはできるという形でございます。

古川委員 でも、そのときでは私は遅いような気がするんですよ。権利を獲得して、いわゆる契約の段階になって、これはできません、あれもできませんと言われて、じゃすみません、やめます、辞退しますということになりかねないんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

生涯学習課長 募集要項を出させていただいた後に募集を申し出る事業者からの質問とかそういったものには当然お受けいたしますので、そういった中で丁寧な対応ができるものというふうに考えてございます。

古川委員 ということは、その質問の段階で具体的に例えばどういう大会は使用できないんですかという質問をされたら、それにはこういう大会ですというふうに答えられるということですね。

生涯学習課長 その大会を開催するスポンサーとかの関係にはなると思うんですが、実際使用できない大会というのは数多くはないと想定できるんですけども、ただ、どの大会において名称が使用できないということまでちょっと今現在、そこまで確認しておりませんので、ちょっと募集要項を出すまでにどういったものが対象になるのかをちょっと確認させていただいて、対応させていただきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

古川委員 ぜひそうしていただきたいと思います。そんなにね、例えば全国規模の大会で、何万人も例えば来るような大会で自分のところのあれを出せるのであれば、いや 170 万円なんて安いもんだよというふうに思っていたらいいんですけども、いや、その大会はできません、この大会はできませんといったら、応募する側とすれば非常に、その費用対効果という部分もやはり考えるでしょうから、そこはお答えできるように。ということは、でも、今具体的にないということは、多分ない、これといってないだろうという考えなんです、今のところね。でも、それをもし分かっているんだしたら、それは教えてあげられるようにしてください。

それから、8番の選定方法なんですけど、ここもちょっと何か不透明のような気がするんですが、この総合的に判断して順位を決定するというんですけども、具体的な評価のポイントというのは、事前にこれも説明されるんですか、金額以外に。その前に、金額はこれ高ければ高いほうがいいんですよ。うちは 500 万円出しますとか、そういう会社があったら、それはそれで高いほうがいいんですよ、それにこしたことはないですね。それはちょっと置いておいて、総合的な判断というのはどういう評価ポイントがあるのか。

生涯学習課長 金額も当然重要にはなってくるんですけども、申込みの段階で、申込書のほうに、うちの会社としては、市のほうに対してこういった支援ができますよとかいった、そういったことを記入する項目もございますので、そういった項目も含めて総合的に判断していくという形になるというふうに考えてございます。

古川委員 よく分からないんですけども、なぜかという、その後優先交渉権者というのがあって、応募者のうち、契約相手方としての適格がありというふうに、この適格というのは具体的に何をもちいて適格があるというの。だって、応募条件を満たしているから優先交渉権者になるわけでしょう。なった人が適格がないと判断されるというのはどういう場合のことを言っているんでしょう。

生涯学習課長 応募を受けた者の中から、応募者に対して納税の部分とかそういった部分も含めて的確かどうかという判断をしていくんですけども、その段階で適格がない事業者に対しましては優先交渉権者から外していくという形になりますので、そういったことも含めて応募者のうちから最終的に優先的に交渉する交渉権者を決めていくというような形で進めるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

古川委員 前提として、応募の条件がその上にありますね、(3)ね。この1から10まですべてを満たしている方は適格なんじゃないんですか。これが合致していても、適格じゃないと判断する場合があるということですか。その適格じゃないというのは、何ををもって、どういふのを適格じゃないというんですか。

生涯学習課長 応募していただいたものの内容を、応募は一度受け付けるんですけども、最終的に応募条件を満たしているかどうかというのを確認した上で排除していくということも必要になるということでございます。

古川委員 ということは、応募条件に合致していない方が不適格だということですね。だったら分かりますけれども、応募条件に合致していて申込みをしているのに、決めるときに、いや、あなたは適格じゃありませんから、だって応募条件満たしているじゃないですかとなったときに困る、だから、何ををもって適格じゃないというんですかというふうに聞いたんですけども、じゃ応募条件を満たしていれば適格なものと考えていいんですね、大丈夫ですね。

委員長 よろしいですか。

古川委員 すみません、最後にもう一つ。

この決定及び公表なんですけれども、一番最後に応募状況及び提案の内容等については公表しないということなんですけども、応募状況はいいとしても、提案の内容と、こういう内容をしたからこの業者に決めましたという、決定したということ公表しないということは、これ一般市民に対してなのか、我々例えば議会とかにもそういう報告は一切しないつもりなのか、いかがでしょうか。

生涯学習課長 ホームページとかそういったものに対して一般的には広くお知らせはしませんけれども、議会のほうとか、こういった委員会のほうで説明する必要がある場合がございます。については、当然説明できるものというふうにご覧いただけます。

古川委員 じゃそれはぜひというか、必ず報告していただきたいというふうに思います。

それで、この審査委員会で、先ほどから言っている総合的な判断とか適格とか適格でないとかという、私は非常に不透明なような気がするんで、今も、この公表しないということもそうなんですけれども、これは審査委員会の、こっちの何ていうんですか、ネーミングライツ事業実施要綱という事前に頂いたやつがありましたよね、第1条から始まって。ここに審査の経過というかね、例えば議事録を残すとかという文言もないんですけども、これは審査委員会の議事録は取らないつもりですか。

生涯学習課長 審査委員会の庶務につきましては、総務部総務課行財政改革推進室のほうで行うことになっておるんですけども、議事録につきましては当然取るものというふうに私どものほうでは思っております。

古川委員 そういう議事録を取るとか取らないとかというのは、こういうものを書くものでは

ないんですか。そう、分かりました。だとしても、今、議事録取るということですから、その辺についてもきちんと報告できるように、報告するつもりでいていただきたいなというふうに思います。

何となくね、何となくこうばあつと見たときに、ちょっとこれ何か、大変失礼な言い方ですけども、出来レースなのか、もう決まっているのかというふうに、いや、そういうふうにとられたら困るじゃないですか。なので、透明性を持って進めていただきたいなということをお願いしておきます。

寺門委員 1ページのほうで、各種大会の開催ということで、令和3年度は全国中学校ソフトボール大会がありますよと。向こう四、五年の間って、こういう大きな大会というのは想定といいますか、開催可能性があるのかどうかを検討していますか。

生涯学習課長 今のところ決定しているのは、この令和3年度の全国中学校ソフトボール大会でございます。その後の関東大会、全国大会の開催につきましては、まだ未定でございます。

寺門委員 あとは、歴史民俗資料館でのイベントでの集客ですよ。これをどういうふうに政策として今後考えているかというのも募集かける場合は非常に重要な要素になると思いますんで、その辺はどう考えていますか。

生涯学習課長 歴史民俗資料館のほうにつきましても、特別展や季節展を開催しまして、工夫をしながら様々実施しているところでございます。そういった内容につきましても、今後いろんなアイデアを持ちまして、様々な特別展が開催できるように進めていければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

寺門委員 あと、2ページのこの費用負担のところなんですけど、番号1で敷地内外の表示変更に係る費用ということで、その下、米印で新規看板等を設置する際は、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定しますということで、これはその看板だけなのか、もしくは費用面も相談に応じますよという意味なのか、その辺はどういう意味を表わしていますか、これは。

生涯学習課長 看板設置の費用については、もう原則スポンサーが支払うものになります。新規看板を設置する際の許可とか設置の許可というところにつきましても、のべつ幕なしに施設の中に立てられてしまったり、貼られてしまったりというのは、施設側としても問題がありますので、常識の範囲内といいますか、そういった協議の中で進めていきたいという表現になっております。

以上でございます。

寺門委員 それともう一点、自然災害の場合、当然、スポンサーの費用で設置するわけですから、もし瑕疵があった場合については、災害で被害を受けた場合は、スポンサーが立て直し、かけ直ししますよということですね。

生涯学習課長 費用負担の中で、看板設置、表示に係る費用はスポンサー持ちという形になっておりますので、何らかの形で損害が発生した場合、新たに修繕、新たに新設して設置する費用につきましても、当然スポンサーが負担するものというふうになります。

以上でございます。

寺門委員 もう一点、6番でネーミングライツの契約期間なんですが、3年以上ということであっていますけれども、よその契約状況って5年なのか7年なのか10年なのかですね、適切な期間というのは明示はされていないんですかね。3年以上だったら、ずっと続くわけですよね。その辺はどうなんですか。

生涯学習課長 周辺の実施した施設を見てみますと、3年から5年程度の契約期間がほとんどでございます。

以上でございます。

寺門委員 分かりました。

あとは、契約変更する場合は、話し合いというのは11番、その他のところで書いてありますので、お互い協議をしていくということで、分かりました。

以上です。

關委員 そもそもこのネーミングライツは、例えば県内で採用している市町村というのはあるんですか。

生涯学習課長 県内で実施している市町村ということでございますけれども、水戸市、土浦市、小美玉市、常総市、つくば市、つくばみらい市、あと茨城県のほうで実施をしている状況でございます。

ただ、実施している市町村でも、応募者がいなかったりというところもございます。応募があるところ、応募がないところ、様々でございますけれども、今申し上げたような市町村において実施をしているという状況でございます。

關委員 ありがとうございます。

ネーミングライツそのものに反対するわけではないんですけれども、私の近所なものですから、いろいろこう施設の利用とか、こういうものがあつたらいいとか、気になっているところはあるんですけれども、例えば軟式野球しかできないとかね、これも硬式ができるとか、あとスケートボードが利用できるとか、バードゴルフだけじゃなく。それと一番肝腎な、大人数が利用する……

委員長 關委員、ネーミングライツについてお願いします、利用の仕方ではなくて、申し訳ないです。

關委員 分かりました。

じゃ結構です。以上です。

古川委員 すみません、ご説明があつたかどうか、先ほど170万円の根拠が那珂総合公園の施設管理費の1%ということでしたけれども、この1%というのは妥当というか、先ほど

ほかの実施している自治体とかでも、やはりその施設の管理費の1%というのを採用しているのでしょうか。

生涯学習課長 希望価格につきましては、他の実施している市町村にどのような形で金額決めていますかというような問合せは担当のほうでしたところでございます。ただ、どちらの市町村におきましても、明確な回答はいただけなかったというのが現状でございます。この170万円が妥当なのかどうかということについては、私どもも何とも申し上げられないところなんですけれども、まずこの170万円で募集をさせていただいて、申込者のほうで魅力があれば、たくさんの応募の中から金額も上がっていくという形になっていくのかなというふうに考えてございます。まず募集をしてみて、今回応募のほうを受けてみないと、そういったことについてはまだちょっと何とも申し上げられないところなんですけれども、今回、施設管理費と運営費の中の1%と、こういう形で170万円という価格を出させていただいた金額は、まずこちらでは周辺と比べましても適当な値段なのではないかなというふうに考えてございます。

古川委員 分かりましたけれども、オークションじゃないけれども、10万円からスタートとか。これ、だって170万円以上で応募がなかったらどうするんですか、やり直し。

生涯学習課長 県内でも募集をしても応募がないという施設もやはりございます。そういった場合については、継続して募集していくというところがほとんどでございますので、万が一、応募がない場合につきましては、継続して募集のほうを続けていくというような形でまず進めていきたいというふうに考えてございます。

古川委員 分かりました。

副委員長 これ募集する場合は、市のホームページはもちろんだと思うんですけれども、そのほか何か使われて募集はされるんですか。

スポーツ推進室長 市のSNSとか、あとは総合公園を利用されている団体で営業できるところがあれば営業のほうを回っていきたいとは思っております。

以上です。

副委員長 募集する企業は県内とか何か、市内であるとか、そういったところはお考えなのでしょうか。

生涯学習課長 エリアの制限というのは今のところございません。

副委員長 分かりました。

そうしますと、広くというところであれば、何かかなり広く周知していかないと浸透しないと思いましたので、そちらのほうもやるのであればよろしく願いいたします。

武藤委員 今のちょっと法律的な問題なんだけれども、これ確かに3年とかの契約で、途中、会社が今、新型コロナウイルスの時代で何が起こるか分からないのが今の経済状況なので、払えなくなったりとか倒産したりとか、夜逃げしたりというのが可能性としてはゼロではなくてね。以前ありましたよね、この庁舎のお掃除の問題で、結果として、その

企業が払えなくなって損害賠償を請求するという案件があったと思うんだけど。やはりこういう場合の保証料を、この希望価格と同額ぐらいは取っておく必要があると思います。このあたりについても、そのようなことも考えて、ただ単に 170 万円でやった方がいいが、結果として、看板とかそのままにして逃げられちゃったというとなると、結果として市の負担になっちゃうもんでね。そのあたりの対応もしっかりとお願いしたいけれども、そのあたりどう考えていますか。

生涯学習課長 そういったところにつきましては、契約書の中に含めるとか、そういったことも当然必要になってくるかと思しますので、ネーミングライツ実施要綱の担当課室ともちょっと相談をしながら契約までにはどういった方向で進めていくかということを検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

關委員 質問ではないんですけども、ネーミングライツの募集をする前に、私はもっと施設の充実を図ったほうが先じゃないかと思えます。魅力ある施設をつくるべきじゃないかなというふうに思えます。

委員長 ほかがございますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を 1 時からといたします。

休憩 (午後 0 時 21 分)

再開 (午後 1 時 00 分)

委員長 再開いたします。

健康推進課が出席いたしました。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、健康推進課の所管部分について執行部より説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課長の加藤でございます。ほか 3 名が出席しております。よろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

まず、決算主要施策調書の健康推進課部分は 52 ページから 56 ページとなります。決算書のほうは 136 ページをお開きください。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、支出済額 2 億 8,564 万 7,043 円です。不用額の主なものは保健衛生総務事務費の賃金と総合保健福祉センター管理事業の工事請負費、空調設備改修工事ですが、そちらの入札差金分でございます。

続きまして、140 ページをお開きください。

2 目予防費、支出済額 1 億 7,766 万 9,427 円です。不用額の主なものですが、予防接

種事業、母子健康診査・健康相談事業、緊急風しん抗体検査等事業の委託料の不用額です。

続きまして、142 ページをお開きください。

3 目健康推進事業費、支出済額 4,470 万 2,383 円です。主な不用額につきましては、各種健診事業とがん検診推進事業の委託料となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で健康推進課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1 時 04 分)

再開 (午後 1 時 05 分)

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、社会福祉課部分について執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課、課長の平野です。ほか 3 名が出席しております。よろしく願いいたします。

決算書の 115 ページをお開き願います。

ここで、お手数をおかけして申し訳ありませんが、決算主要施策調書の訂正のほうをお願いいたします。

2 つの事業となります。

まず、42 ページ、地域生活支援事業、事業内容の記述欄でございます。「支出内訳」の丸印の委託料、相談支援事業の説明で右端にあります相談延べ件数でございます。

「3,168 件」と書かれたものでございますが、こちらを「1,928 件」に訂正をお願いしております。

もう一つの事業でございます。44 ページ、プレミアム付商品券事業、事業内容記述欄、「活動実績」、丸印上から 4 つ目、対象者世帯と人数の箇所でございます。「7,211 世帯 1 万 103 人」となっておりますものを「7,491 世帯 1 万 410 人」に直してございます。

その下の行、非課税者の「6,145 世帯 8,840 人」となっておりますものを「6,309 世帯 9,119 人」に改めております。

また、その下の行、子育て世帯「1,066 世帯 1,263 人」となっておりますのを「1,182 世帯 1,291 人」に訂正のほうをしております。

それでは、決算書の説明に入ります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。決算書のほうは115ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8億1,020万1,892円。このうち117ページの上から3つ目の丸印、国民健康保険特別会計繰出金については、保険課の所管となっております。

115ページに戻って説明を続けます。

不用額6,229万9,108円。主なものとしては、13節委託料599万3,675円、うちプレミアム付商品券事業における商品券発行業務委託の残が575万8,514円が主なものとなります。また、19節負担金補助及び交付金3,252万8,809円の不用額のうち、プレミアム付商品券事業における交付金の残が3,179万7,008円となっております。あと一つ、21節貸付金1,750万円、こちらは災害援護資金貸付金事業、こちらは自然災害により住居、家財等に被害を受けた世帯に対して生活の立て直しのための資金の貸付けを行う事業となっておりますが、申請がなかったことによるものです。

120ページをお開き願います。

3目障害福祉費12億9,867万6,929円。こちらは昨年と比べ5,698万202円、4.58%増となりました。不用額3,747万9,071円の主なものといたしまして、13節委託料2,313万6,990円、うち地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援などの支援業務の残が2,269万1,437円となっております。また、20節扶助費1,331万1,328円、うち特別障害者手当支給事業の残が305万7,060円、同じく障害福祉サービス給付事業の残が876万6,045円となっております。

136ページをお開き願います。

3項生活保護費、1目生活保護総務費7,580万1,726円です。

2目扶助費5億78万6,187円です。

242ページをお開き願います。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金6,133万2,091円のうち、3,761万7,084円が社会福祉課の所管となっております。こちらは過年度の国庫負担金等の精算に伴う返納金となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑はございませんか。

古川委員 決算書117ページのプレミアム付商品券事業について伺います。

施策調書44ページですが、先ほどちょっと差し替えがあったので、数字が違っているとあれなんですけれども、まず、対象者が7,491世帯に変更ですよね。1万410人ということです。販売冊数が、これは変更なしかな、1万8,481冊ということは、単純計算で約1万人が対象で1万8,000冊だとすれば、1人当たり1.8冊を買ったという計算にはなり

ますが、実際にはそうではないと思うんですね、買った人はたくさん買った、買っていない人は1冊も買っていないということになるかと思えますので、その対象が7,491世帯1万410人が対象なんです、実際のところ何世帯何人ぐらいの方が購入されたのか、お分かりでしたらお伺いしたいと思います。

社会福祉課長 今回、このプレミアム付商品券の販売については、販売購入引換券というものを発行し、そちらを販売店に持ち込む形で、最高で5冊まで買えるというような制度となっております。販売された方の引換券というのは、こちらに戻る仕組みではございませんで、購入された方、例えば1冊買った方は残り4冊分の消し込み印が押せる券をお持ちになったままこの制度が終わるとというような仕組みになってございましたので、実際、何世帯何人が購入されたかというような統計が取れるような仕組みではございませんでした。ですので、商品券の引換券を発行された方が何人かというものと、実際に購入された冊数がいくつだったか、また、使われて商工会を通じて換金された、実際にお金となって商工会に戻った金額がいくらだったか、そこまでがこの制度としてつかめる数字となっております。

ですので、今ご質問のあった買われた人数というものは正確には出せない、そちらのほうはご了解いただきたいと思えます。

以上です。

古川委員 分かりました。

なぜこういう質問をしたかといいますと、全員が買ったわけではないだろうと。ということは、今回の対象者がちょっと特別というかの方だったので、いくら安く買える、安くというか、プレミアムがついたとしても、買えない方は1冊も買えないぐらい大変な方もいらっしゃるだろうということになると、果たしてそもそもこのプレミアム付商品券事業というのは、今年度も新型コロナウイルス感染症の対策で政策企画課のほうでやろうとしていますけれども、本当に苦しい人に本当に助けになっているんだろうかというちょっと疑問というか、感じるわけでありまして。ですから、かといってお金をばらまけばいいというものでもないと思っていますので、そこら辺がプレミアム付商品券のその辺を何とか本当に困っている人の役に立つというような事業であってほしいなという願いがあって、こういう質問をさせていただきました。

そして、次が商品券取扱店、実際にこの店で使えるよというのが152店舗あったということなんです、実際に商品券を購入された方はどういう店で使っているんだろうか。ここにありますように小売業、飲食業、サービス業、印刷業、医療関係、いろいろありますが、どういうお店で商品券を使って買物をされたのかということが非常に興味があるんですけれども、その辺は分かれますか。

社会福祉課長 今回152店舗のほうでこの商品券が使えるような制度となっていて、分類として6つほどに分類して分析してございます。小売業、飲食業、サービス業、大

型店、印刷業、医療、メディカルのほうですが、医療という形の6分類で分析いたしますと、小売と呼ばれているところは9.326%、飲食業が1.478%、サービス業が0.393%、大型店、流通ですが、こちらが86.696%、印刷業に至ってはゼロ、医療については2.105%、こういった割合で消費されてございます。

以上です。

古川委員 分かりました。

大型店が80何%、圧倒的ですよ。

これもですね、結局、新型コロナウイルス感染症の話になっちゃうんですけども、本当に困っているお店で使ってくれているのかということが非常に気になるんですよ。例えば大型店、いろんな大型店があります、家電量販店とかホームセンターとか、そういうのを大型店と言っているんだと思いますけれども、例えば新型コロナウイルス禍において、ごめんなさい、新型コロナウイルス禍関係ありませんけれども、新型コロナウイルス禍において、大型店とかそういうところは非常に忙しかったと、もう密になるぐらいね。ということは、そのぐらい売上げというか、それもあつたんだろうと。本当に困っているところでそういう業種のところで商品券を使ってほしいなというのがあるんですね。

なので、だから役所でどうしろ、こうしろということではないんですが、プレミアム付商品券事業って本当に困っている人のためになっているんだろうかということが先ほどの話じゃないですけども、そういうところが非常に気になっているということで質問させていただきました。

最後に、決算のほうで委託料で1,399万9,000円かかっていますが、これも政策企画課が今年度やろうとしているあれと一緒に、商工会とかだけじゃなくて、旅行会社とか、政策企画課のほうでは近畿日本ツーリストでしたっけ、とおっしゃっていましたが、そういう委託になっているんですか、これも同じように。

社会福祉課長 こちらに移管しての業務は、那珂市商工会に委託ということになってございます。

以上です。

古川委員 ごめんなさい、商工会に委託なんでしょうけれども、商工会が旅行会社に委託しているみたいなんです、今度やろうとしているのはね。それはいいですか、これは。全部商工会でこの事業を全部やったということですか。

社会福祉課長 今回については、那珂市商工会のほうで手配をしたということになってございます。

古川委員 であれば、それはそれでいいんですが、商品券の発行というか、その印刷とか、そういったところが何か旅行会社のほうは手慣れていて、そういうところに委託するんだというふうにおっしゃっていましたが、これはできたんですか。じゃ何で逆にこ

れからやるのができないのかなって、逆に疑問になっちゃうんですけども。

社会福祉課長補佐 こちらのプレミアム付商品券につきましては、商工会の多分、会員の中で印刷業者に頼んでやったと聞いております。ごめんなさい、ちょっと政策企画課の部分のほうについては、私のほうでは詳しくは分からないんですが、昨年やったプレミアム付商品券につきましては、商工会の中の印刷業者のほうに頼んで実際にはやったという形で確認しております。

以上です。

古川委員 分かりました。

枚数とかが全然比じゃないのかな、これはそんなに多くなかったから商工会のほうで単独できちゃったということなのかな。

社会福祉課長補佐 今回出しているプレミアム付商品券なんですが、対象者がそもそも住民税の非課税者という形になっていますので、世帯でいっても 7,491 世帯、人数でも 1 万ちょっとという形になっていますので、今回、政策企画課でちょっとどの規模でやるというのは私のほうで、ごめんなさい、そこまで把握していないんですけども、対象者で言えば、那珂市の人数が 5 万 4,000 人の人口と考えれば、その 5 分の 1 という形になりますので、対象としては少なかったのかなというふうには思っております。

以上です。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課の所管部分を終了いたします。

社会福祉課長 ここで、1 件報告ものがございまして、お時間を頂戴したいと思います。発言の許可をお願いいたします。

委員長 どうぞ。

社会福祉課長 皆さん、報道のほうで耳にされているかと思いますが、市内における障害者福祉施設において起きました虐待事案について、今回ご報告をいたします。

お手元のほうに報告書 1 枚、両面刷りのものをお渡ししてございます。

今回の事案の経過でございます。

まず 4 月に県の障害福祉課のほうから市の担当課のほうに、通報を受けた旨の連絡が入りました。県からの連絡を受け、事実確認のほうに県の障害福祉課に同行して実施を続けておりました。

今回の施設の障害福祉施設の概要でございます。

名称については、株式会社青空グループ、代表者、本庄まつ子、施設の所在地は福田地内、施設の構造・規模は木造平屋の 120 平米の床面積、敷地面積 951 平方という形の施

設でございます。平成 30 年 9 月に法律上の指定を受け、事業のほうを開始してございます。

(2) サービスの種類、つまり事業内容でございますけれども、放課後等デイサービス、こちらは利用者定員 10 名で、小学生から高校生までの就学児童を対象とした預かりでございます。また、生活介護、「青空の部屋」、「青空の家」というふうに名称のほうを分けてございますが、利用定員は 20 名、こちらについては 18 歳以上の障がい者、こちらのほうを対象としてございまして、どちらかというとならば障がいの程度の重い方を対象とした施設でございます。

事案のほうは、通報がある前に 4 月 17 日に障害者施設のほうから市のほうへ、しばらく休業するというような連絡のほうを受けております。そのときには、事案の内容は、新型コロナウイルス感染症において利用者が望めないためというような説明を受けて、その内容を受けておったわけですが、その後については裏面に書かれている経緯のとおり、虐待事案の通報並びに警察のほうの通報票というものが市に提出されるというような形で事態は推移してございます。

7 月に入りますと、茨城県のほうから青空グループに対して、改善勧告というようなものが出されました。7 月の末には青空グループのほうから県に対しまして、廃業の届出書ということで、事業を閉じる旨の届出がございまして、廃業の期日については、代表のほうからは 8 月の末の日を指定してございました。この施設においては、那珂市においては、この 1 年の利用者としては、生活介護のほうは 2 名、放課後デイサービスのほうは 4 名、利用については通年を通してという場合にはございませんので、これが現在のところの直近の 1 年間で利用されていた人員ということになります。

報告については以上です。

委員長 所管が茨城県なもので、市のほうはあくまでも知り得る範囲の中の報告でしかないので、詳しく聞きたいところは何かあればなんですけれども、別に現状でなければ。

古川委員 この虐待事案というのは、放課後等デイサービス、つまり小学生から高校生を相手に虐待があったということでしたよね。

社会福祉課長 報道等では中学生に対して暴行を振るったというような事案での報道はされてございますし、それにおいて改善勧告が出たものというふうに承知しております。

古川委員 ありがとうございます。

それと、4 月 17 日に新型コロナウイルス感染症が発生したと、これはデマだった、うそだったということですね。

社会福祉課長 発生という通報ではございまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりしばし事業を閉じると、閉所するというような連絡でございました。

古川委員 裏に書いてありますよ、感染者が発生したため。

社会福祉課長 申し訳ありません、施設の中でというお話ではございません。市内でと。

古川委員　そういうことか、なるほど、分かりました。

委員長　ほか、なければ、以上で社会福祉課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 27 分）

再開（午後 1 時 28 分）

委員長　再開いたします。

こども課が出席しております。

議案第 57 号　那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

こども課長　こども課長の篠原でございます。ほか職員 5 名が出席しております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案書の 50 ページをお開き願います。

議案第 57 号　那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、特定地域型保育事業者における保育所等の連携施設の確保の例外が追加されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

次の 51 ページをお開き願います。

こちらが改正本文になりまして、次の 52 ページからが新旧対照表、54 ページに条例改正の概要がございますので、こちらの概要の資料を基にご説明をいたします。

まずは条例名にも使われております文言の内容についてでございますが、条例の名称の前段にあります特定教育・保育施設とは、認定こども園や幼稚園、保育園のことを指しております。後段の特定地域型保育事業とは、ゼロ歳から 2 歳までのお子さんについて、保育する方の自宅での保育、事業所内での保育、あるいは保育を必要とするお子さんのお宅を訪問して保育する場合などを指しているものでございます。

これまではゼロ歳から 2 歳までの特定地域型保育事業を行う場合には、卒園後の受入れ先となる認定こども園や幼稚園、保育園などにつなぐために連携施設の確保をすることとなっているところでございますが、引き続き必要な教育や保育の提供を受けることが著しく困難な場合は、連携施設を確保することを不要とし、代わりに連携、協力ができる企業主導型保育施設や市が運営費支援等を行っております認可外保育施設等を適切に確保しなければならないというふうにされてございました。

今ご説明した内容につきましては、表の中ほどにあります第 42 条第 2 項第 2 号とその下の第 42 条第 5 項の条文の整理の部分となっております。

今回の改正では、今の内容に例外規定が設けられまして、それが表の上にあります第 42 条第 4 項第 1 号として追加となった部分になります。この改正では、ゼロ歳児から 2 歳児までの特定地域型保育事業所卒園後の受入れ先の確保ということにつきまして、市による優先的な利用調整などの対応策を活用することにより、認定こども園や幼稚園、保育所などにおいて、引き続き必要な教育や保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするということを追加するものでございます。

ここで言う市による優先的な利用調整とは、対象となるお子さんの受入れ先について、市が先行利用できるように調整するなどの関与をすることによって、3 歳以降も安定した保育の提供を受けられることとなりまして、特定地域型保育事業所が連携施設の確保や連携、協力できる施設の確保をしなくてもよいという事業者の負担軽減にもつながるものでございます。

改正条例附則の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 57 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 57 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 58 号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

こども課長 続きまして、こども課です。よろしく願いいたします。

議案書の 55 ページをお開き願います。

議案第 58 号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、家庭的保育事業者等における保育所等の連携施設の確保の例外が追加されたことなどに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

次の 56 ページをお願いいたします。

こちらが改正本文になりまして、次の 57 ページからが新旧対照表、61 ページに条例改正の概要がございますので、こちらの概要の資料を基にご説明をいたします。

改正本文の表の上から 3 つ目でございます第 6 条第 4 項第 1 号、第 6 条第 4 項第 2 号、第 6 条第 5 項の改正につきましては、先ほどの議案第 57 号の条例の一部改正と同じ内容での改正となっておりまして、2 歳で卒園した後の受入れ先の確保について、市が先行利用できるように優先的な利用調整の対応策について関与することにより、幼稚園や保育園で引き続き必要な教育、保育をすることが可能な場合には、連携施設の確保をすることは不要となるということを追加するものでございます。

その下の第 23 条第 2 項第 2 号の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によりまして、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されたことにより、同項第 2 号以降の号を繰り上げる条文の整理でございます。

その下の第 29 条第 3 項の改正は、次の 62 ページにまたがりませんが、小規模保育事業所 A 型に勤務する保育士の数の算定について、1 人に限り保育士とみなせる対象に准看護師を追加するものでございまして、次の第 31 条第 3 項は小規模保育事業所 B 型について、1 つ飛びまして第 44 条第 3 項は保育型事業所内保育事業所の職員について、第 47 条第 3 項は小規模型事業所内保育事業所の職員について、同様に保育士の数の算定について 1 人に限り保育士とみなせる対象に准看護師を追加するという改正でございます。

飛ばしました第 37 条第 4 号の改正は、居宅訪問型保育事業において、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能となったということを追加するものでございます。

改正条例附則の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 58 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 58 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(こども課所管部分)を議題といたします。

こども課所管の部分について執行部より説明を求めます。

こども課長 続きまして、こども課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

決算書の 124 ページをお開き願います。

なお、資料の決算主要施策調書でございますが、46 ページから 50 ページまでがこども課所管事業となっております。

それでは、款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、中ほどの 6 目医療福祉費、支出済額 3 億 8,115 万 4,819 円。主な不用額でございますが、20 節の扶助費ですが、医療福祉扶助費、いわゆるマル福の残額で 446 万 7,538 円でございます。

続きまして、126 ページをお開き願います。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、支出済額 1 億 4,031 万 1,997 円。主な不用額は 7 節の賃金 242 万 751 円は公立学童保育所の支援員に対する賃金の残額でございます。それと、19 節の負担金補助及び交付金の 580 万 6,352 円でございますが、民間学童保育所に対する補助金の残額が主な不用額となっております。

続きまして、130 ページをお願いいたします。

2 目児童措置費、支出済額 21 億 5,473 万 8,614 円。主な不用額ですが、13 節の委託料 4,005 万 5,584 円ですが、これは民間保育所等児童入所事業で、民間の保育園等に支払う委託料の残額などがございます。また、19 節の負担金補助及び交付金の 1,830 万 5,295 円ですが、こちらは民間保育所等支援事業で、民間保育所等に対する補助事業に係る一時保育や延長保育等を行った実績に基づいて補助金を支出した残額、また、病児保育補助事業の補助金の残額等がございます。

その下にあります 20 節の扶助費 7,060 万 3,630 円につきましては、児童手当及び児童扶養手当の給付金の残額でございます。

さらに 131 ページの中ほどにある事業で未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金支給事業につきましては、昨年 10 月から消費税が引き上げられたことを受けまし

て、未婚のひとり親に対して臨時特別の給付金をお支払いしたものでございます。昨年の第2回定例会での補正予算によりまして、単年度事業として国負担が10分の10の事業でございます。

次に、その下にあります子育てのための施設等利用給付事業でございますが、昨年10月からの保育料の無償化に伴いまして、認可外保育施設等を利用するお子さんを持つ家庭に対して、経済的負担の軽減を図るために保育料の給付をする事業でございます。昨年の第3回定例会補正予算によりまして、10月からスタートした新規事業でございます。

続きまして、同じく130ページでございます。

3目保育所費、支出済額2億1,325万5,535円。

続きまして、134ページをお開き願います。

4目発達相談センター費、支出済額1,975万2,979円でございます。

続きまして、少し飛びまして、140ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、支出済額1億7,766万9,427円。このうちこども課の所管となりますのが143ページの中ほどにございます、事業名では未熟児養育医療給付事業でございます。支出額は229万6,861円でございます。

続きまして、飛びまして242ページをお開き願います。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、支出済額6,133万2,091円。こちらは前年度の事業の確定に伴い精算をいたしました国・県への返納金でございます。このうちこども課の所管分として支出した額は2,318万2,331円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑はございませんか。

古川委員 施策調書で質問させていただきます。

46ページ、医療福祉扶助事業ですけれども、最近2か年の支給実績ということで、区分ごとの一覧表がございますが、4段目の市単独事業で、平成30年度から令和元年度に向けてほぼ倍近く、受給者も扶助費の金額も増えていますが、これは何か大きな理由があるのでしょうか。その上に説明がある令和元年度から小児の外来の対象を18歳まで対象としたということが理由でしょうか。

こども課長 お答えいたします。

古川委員からただいまご指摘をいただきましたとおり、令和元年度からの小児の外来の対象18歳までを対象としたためというふうに考えてございます。昨年度と制度的に変わった部分は、この外来を高校生までにしたということとなっております。単純に差としましては1,173人増えておりまして、金額では2,005万7,781円が増額ということになっておりますけれども、こちらにつきましては、昨年4月からの高校生外来分も対象としたためというふうに考えてございます。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

次ですね、47 ページの公設学童保育所の状況ということで一覧表がございます。そのうちの3段目、菅谷学童保育所については、平成29年度から人数が減っていますよね。定員が120名あるにもかかわらず104人から83人、そして71人と減っておりますけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

こども課長 お答えいたします。

菅谷学童保育所の定員割れの理由ということでございますが、こちらは菅谷学童に限らず、全ての公立学童に言えることだとは思いますが、民間学童保育所、そちらの進出というものがございまして、保護者の方にとってみれば選択肢が増えたということで、公立学童の人数が若干定員割れを起こしているというような状況と考えてございます。

以上でございます。

古川委員 分かりましたが、ほかの学童はそんなに減っているとかってないですよ、多少減っているところはありますが。何か極端に菅谷学童だけがぐんぐんと減って、定員が一番多いのに利用者が少ないというのは何か理由があるのかなという気がします。民間学童に移っているんだらうということですが、それはそれで了解いたしました。

もう一つ、すみません。48 ページなんですけど、令和2年3月1日現在の入所児童数の一覧表、2つ目の表のほうで、ごだい保育園といくり保育園がやはり定員割れしておりますが、これは何か理由があるのでしょうか。

こども課長 お答えいたします。

こちらに記載した数字につきましては、那珂市民の利用者のみということで計上してございまして、ごだい保育園の場合は市外から利用者が11人ほどおりましたので、全体では104人ということになりまして、ほぼ定員どおりの利用人数となっております。また、いくり保育園の場合は、同様に市外から利用者がいたわけですが、合計では80人近くになります。また、昨年の4月から新設した保育園ということのために、3歳から5歳の保育が必要なお子さんの部分については、既にほかの保育園に行っているという現状がございまして、3歳から5歳の入園がなかなか進まなかったということが主な理由と考えてございます。

なお、今年8月1日現在では、ごだい保育園は102人、いくり保育園につきましては115人が入所しているという状況でございます。

以上でございます。

古川委員 すみません、今の、今年度に入っただごだい保育園をもう一回、人数を教えてください。

こども課長 ごだい保育園につきましては、今年度、8月1日の人数でございますけれども、102人でございます。

古川委員 それは、市外の方も含めてですか。

こども課長 市外の方も含めて102人です。

古川委員 分かりました。

すみません、もう一つだけ。

今年度、ARINKOMURAが開設されましたよね。入所の実績、参考までに教えてもらっていいですか、8月現在でもいいです。定員と人数。

こども課長 今年の4月から認可外保育施設から認可施設になりましたARINKOMURAでございますけれども、定員が74人のところ8月1日現在では65人の利用となっております。

以上でございます。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

寺門委員 同じく48ページのところなんですけど、今、人員関係については質問がありましたので、今年4月1日の待機児童って何人いました。

こども課長 今年の4月1日の待機児童につきましては、1歳児になりまして、11人となっております。

寺門委員 1歳11人ですか。それぞれ理由があって、行きたいところにも行けないという方は除外ということでは聞いておりますけれども、一昨年が13人、実際そういう方を入れるともっといるというわけですよね。

もう一つお聞きしたいのは、今、平成30年度と令和元年度の実績がありますが、1人当たりの単価、委託料だけ見て、かなり高低差があるんですが、安いところからいうと大体7万9,800円だとか、高いところは10万円超えている、1人当たりが。これは広さですとか、あと人数の問題もありますけれども、この数字から見てもちょっと心配なのは、適正配置がされているかどうかなんです。多ければ多いように当然配置が必要ですし、少なければ少ないでこれまた人数が足りなくていいという問題でもないんで、この辺の適正配置についてはどうですか。

こども課長 保育士の数のお話かと思えます。保育士の数につきましては、その年齢児によりまして、児童何人に対して保育士何人という基準がございます。今現在はその基準の中で収まるような形で運営をしているというところでございます。一部弾力運用と言いまして、お子さんの数をちょっと増やす、年齢的には3歳児、4歳児、5歳児になると思いますけれども、そういった運用をしている場合もあります。ほとんどはその基準の中での運用ということで、実際は行っているところです。

以上です。

寺門委員 今のところは、その基準の中では何とか間に合っているというようなお話ですが、現実には足りないという話、それと定着率が悪いという話も聞いています。その辺で非常に大切な問題だろうと思えますんですけど、いわゆる処遇問題が依然として、もうここ数

年以來改善されていないというところがあるんですけども、その辺についてはどういうふうにご考えていますか。実際やってきたこともあるんでしょうけれども。

こども課長 お答えいたします。

処遇の部分につきましては、国のほうの基準の処遇改善加算というものもございます。2種類ほどあるんですけども、国の制度による処遇改善の手当というもの、それともう一つは、定着を図るということで、これまで市としては特に手だてと申しますか、施策は打ってこなかったところなんですけれども、今現在そのあたりを検討している最中のごさいますて、それがまとまりましたら、市のほうからも何か支援をしていきたいなというふうにご考えているところのごさいます。

以上です。

寺門委員 ぜひ支援のほうは考えていただきたいと思うんですけども、これは条件等、その委託料を払った後、その使い方については、現場に行って実際インタビューですとか、そういった審査みたいなものはやっていますか。

こども課長 施設監査という形で、経営の中身を見たりとか、あとは県と一緒に施設の状況、安全かどうかみたいなことも確認しながら、監査という形で行ってごさいます。

寺門委員 それは年1回ですか。

こども課長 まだ今年は新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、行っていないんですけども、年1回ないし数年に1回という形で監査を行ってごさいます。

寺門委員 年1回ないし数年に1回というのは、毎年やるべきものではないんですか、これは。基本的に委託料、大金を払っているんで、その辺はどうなんですか。全部決められてはいないんですか、それは。

こども課長 すみません、施設の監査につきましては、県と足並みをそろえているというところもごさいますて、県が行うときに市も一緒に行ったりとかというケースもごさいます。また、法人格、例えば社会福祉法人であったりとかNPOとかあったりしますが、それによって中身は違うような形にはなると思うんですが、その辺ももう一度調べまして、できれば毎年できるような形で進めたいと思います。

寺門委員 やはり監査というと、相手先の方は大体、園長か副園長、そういう方々ばかりですけども、ぜひその現場の声もお聞きいただきたいなというふうに思いますんで、ぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにごさいませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩(午後1時58分)

再開（午後 1 時 59 分）

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第 64 号 令和 2 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲と申します。ほか 3 名が出席しております。どうぞよろしく
お願いいたします。

介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをご覧ください。

議案第 64 号 令和 2 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
になります。

それでは、4 ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 835 万 5,000 円。
こちらは令和元年度実績確定に伴います支払基金からの不足分の追加交付でございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 6,608 万 3,000 円。こちらは令和元年度の繰越
金の一部を財源として計上するものでございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、2 目任意事業費 22 万 8,000
円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 18 万
8,000 円、2 目償還金 5,995 万 6,000 円。こちらは令和元年度実績確定に伴います国・県
負担金等の返納金でございます。

6 ページをご覧ください。

最後のページになります。

6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 1,406 万 6,000 円。こちらは令和元
年度実績確定に伴います一般会計への繰出金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 64 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 64 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

(介護長寿課所管部分)、まず介護長寿課所管の一般会計部分について説明を求めます。

介護長寿課長 決算書の 118 ページをお開きください。

上段になります。

決算主要施策調書につきましては 51 ページから 54 ページに介護長寿課の所管分が掲載されております。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目高齢福祉費 1 億 562 万 5,349 円。こちら主な不用額は老人保護措置事業の措置費の見込み減によります扶助費の支出減によるものでございます。

124 ページをお開きください。

下段になります。

8 目介護保険費 7 億 8,182 万 7,000 円。主な不用額は介護施設等整備事業のこちら繰越明許分になりますが、こちらの補助金の補助対象経費の減額に伴います補助金額の減によるものでございます。

242 ページをお開きください。

下段になります。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 6,133 万 2,091 円。このうち 19 万 1,176 円が介護長寿課所管分になります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑はございませんか。

古川委員 施策調書 53 ページをお願いします。

敬老事業なんです、去年の出席率が括弧して書いてあります、24.8%ということで、約 4 人に 1 人しか出席されていないということで、もう以前からで出席されない方も含めて 1 人 1,030 円でしたか、補助金、対象者全員に出ているわけですから、出席されな

くても記念品は必ず全員に届けてほしいと、物はどんなものでもいいから、安くてもいいから届けてほしいということで、何年か前からずっとそれを言い続けていて、100%になったと記憶しているんですよ、各自治会のほうでやっていただいていると思うんですが、それが100%、もう全ての自治会で全員に配っていますよと聞いたんですが、今でもそれが続いていらっしゃいますか。

介護長寿課長 こちら敬老事業でございますが、記念品につきましては、対象者の方全員に各まちづくり委員会のほうから配布はなっております。

古川委員 まちづくり委員会ですか。

介護長寿課長 はい。すみません、それで、こちら出席率というものは、あくまでも敬老会のほうの出席率になりますので、またそれとは別に記念品配布のほうは各まちづくり委員会のほうから配布にはなっております。

古川委員 執行部がまちづくり委員会とおっしゃっているのは、実際にはまちづくり委員会にお出ししているからまちづくり委員会とおっしゃっているんだと思いますけれども、実際に敬老会が4人に1人しか出席していなくて、残りの75%強の方についても1人当たり1,000円の補助金をもらっているわけですから、家を訪ねて記念品、手ぬぐい1本でも何でもいいから届けてくださいと、どうですかということをお願いしているんですね。それをまちづくり委員会とおっしゃるのは、まちづくり委員会にお金を出しているからまちづくり委員会がやっているのかもしれませんが、実際にはやっているのは自治会ですよ。その自治会が敬老会に参加されていない方にも記念品を一人一人訪問して届けているということよろしいんですね。

介護長寿課長 今、委員おっしゃるとおり、自治会のほうから、通常ですと出席を取るときに各対象者の方を訪問いたしまして、記念品を配布しているというようなことを聞いております。

以上でございます。

古川委員 そこまでは言うつもりなかったんですが、そうなんですか。出席を確認して、欠席ですと言ったらその場で渡しているんですか。ごめんなさい、それならそれでいいんですけども。ということは、記念品をもう敬老会開催前に用意しているということですよ。いいですよ、そうしているんだったらいいですけども。うちの自治会は違いますよね。うちの自治会は後日です。

委員長 いいですね。

ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、一般会計についての質疑を終結いたします。

続いて、介護保険特別会計（保険事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 決算書の 350 ページをお開きください。

款項、収入済額の順でご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料 10 億 4,920 万 823 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 14 万 7,846 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 7 億 5,457 万 7,000 円、2 項国庫補助金 2 億 5,763 万 5,928 円。

352 ページをお開きください。

下のほうになります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 11 億 3,414 万 8,700 円。

5 款県支出金、1 項県負担金 6 億 2,316 万 2,000 円。

354 ページをお開きください。

上段になります。

2 項財政安定化基金支出金ゼロ円でございます。3 項県補助金 3,675 万 7,664 円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入 7 万 6,818 円。

356 ページをお開きください。

上段になります。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 6 億 7,545 万 7,000 円。

358 ページをお開きください。

上段になります。

2 項基金繰入金ゼロ円でございます。

8 款繰越金、1 項繰越金 2 億 2,787 万 9,008 円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料 36 万 2,063 円、2 項預金利子ゼロ円でございます。3 項雑入 60 万円。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 決算書の 360 ページをお開きください。決算主要施策調書につきましては 138 ページから 141 ページまでになります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4,532 万 4,814 円。こちらの主な不用額は職員人件費における職員手当、共済費等の支出減によるものでございます。

2 項賦課費、1 目賦課費 148 万 3,202 円。

362 ページをお開きください。

上段になります。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 520 万 9,897 円、2 目介護認定調査等費 3,437 万 9,957 円。こちらの主な不用額ですが、医師意見書の件数並びに介護認定調査件数などの支出減によるものでございます。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 38 万 8,605 円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 39 億 7,142 万 6,602 円、2 目審査支払手数料 320 万 835 円。

2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費 9,584 万 5,076 円、2 目高額医療合算介護サービス費 1,352 万 3,329 円。こちらは今ご説明いたしました 2 款の保険給付費の不用額につきましては、利用者の見込み減によるものでございます。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金ゼロ円でございます。

364 ページをお開きください。

上段になります。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 4,809 万 9,673 円、2 目任意事業費 1,421 万 7,661 円。

366 ページをお開きください。

上段になります。

3 目在宅医療・介護連携推進事業費 809 万 8,549 円、4 目生活支援体制整備事業費 1,512 万 9,148 円、5 目認知症総合支援事業費 2,075 万 5,123 円。

2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費 8,676 万 1,728 円、2 目介護予防ケアマネジメント事業費 1,149 万 4,616 円、3 目高額介護予防・生活支援サービス費 1 万 9,510 円、4 目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費 1,650 円。

3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費 1,623 万 3,058 円。

368 ページをお開きください。

上段になります。

4 項その他諸経費、1 目審査支払手数料 35 万 1,633 円。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 484 万 8,000 円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 39 万 2,280 円、2 目償還金 9,877 万 2,125 円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 2,894 万 3,175 円。

3 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担額軽減費 5 万 2,666 円。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

武藤委員 今、要支援 1・2 と要介護 1 から 5 まで何名ぐらいずついるものでしょうか。

介護長寿課長補佐 令和元年度の実績で申し上げますと、第 1 号被保険者、65 歳以上の方です。要支援 1 の方が 204 人、要支援 2 の方が 367 人、要介護 1 の方が 485 人、要介護 2 の方が 551 人、要介護 3 の方が 361 人、要介護 4 の方が 306 人、要介護 5 の方が 248 人となっております。

以上です。

武藤委員 そうすると、大体 65 歳以上の被保険者の全体の何%ぐらいがこの数に当てはまるんですか。

介護長寿課長補佐 要介護認定率という形になるかと思いますが、令和元年度の今の実績で申し上げますと、15.0%の方が要介護認定を受けているという形になります。ごめんなさい、今言った第 1 号被保険者数に対する要介護認定者数の割合ということになりまして、15.0%という形になります。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を 2 時 30 分といたします。

休憩（午後 2 時 20 分）

再開（午後 2 時 28 分）

委員長 時間前ですが、再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第 62 号 令和 2 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課、課長の生田目です。ほか 2 名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

国民健康保険特別会計補正予算書の 1 ページをご覧ください。

議案第 62 号 令和 2 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

4 ページをお開き願います。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 457 万 7,000 円でございます。

続いて、歳出でございます。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 457 万 7,000 円。こちらは人事異動等に伴う人件費の増額になります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 62 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 62 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(保険課所管分)を議題といたします。

保険課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

保険課長 決算書の 114 ページをお開き願います。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 8 億 1,020 万 1,892 円。このうち保険課が所管するのは 117 ページ中段になります。国民健康保険特別会計繰出金 4 億 1,859 万 7,148 円でございます。

続いて、122 ページをお開き願います。

4 目国民年金費 395 万 6,313 円。

次のページをお開き願います。

5 目後期高齢者医療費 7 億 1,586 万 8,688 円、7 目高額療養費貸付金 296 万円。

次のページをお開き願います。

9 目出産費資金貸付金ゼロ円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、一般会計についての質疑を終結いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の 270 ページをお開き願います。

歳入になります。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 11 億 3,632 万 9,724 円。

次のページをお開き願います。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 80 万 2,762 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 130 万 5,000 円。

4 款県支出金、1 項県負担金 1,611 万 8,000 円、2 項県補助金 37 億 1,943 万 9,527 円。

次のページをお開き願います。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 4 万 8,531 円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 4 億 1,859 万 7,148 円、2 項基金繰入金 1 億 76 万 4,000 円。

7 款繰越金、1 項繰越金 4,332 万 2,459 円。

次のページをお開き願います。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料 1,974 万 4,363 円、2 項預金利子 135 円、3 項雑入 2,374 万 3,367 円。

歳入については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 決算書の 280 ページをお開き願います。決算主要施策調書は 124 ページから 129 ページになります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5,151 万 6,020 円、2 目連合会負担金 176 万 1,512 円。

2 項運営協議会費、1 目運営協議会費 23 万 1,226 円。

3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 42 万 1,954 円。

2 款保険給付費、次のページをお開き願います。1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養

給付費 31 億 9,486 万 1,870 円。こちらにつきましては、決算主要施策調書の 124 ページをご覧ください。一般被保険者証につきましては、高齢化によりまして後期高齢医療制度のほうに移行する方も多く、年々減少しております。決算額につきましても被保険者の減少に伴い、減少傾向がございます。しかし、医療技術の高度化、被保険者の高齢化等に伴いまして、1 人当たりの医療費につきましては増加傾向となっております。

決算書に戻りまして、2 目退職被保険者等療養給付費 543 万 5,479 円、3 目一般被保険者療養費 1,944 万 4,805 円、4 目退職被保険者等療養費 2 万 1,189 円、5 目審査支払手数料 1,127 万 8,411 円。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 4 億 1,393 万 4,153 円、2 目退職被保険者等高額療養費 98 万 4,235 円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費 30 万 5,718 円、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費ゼロ円。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費ゼロ円、2 目退職被保険者移送費ゼロ円。

4 項出産育児諸費、次のページをお開き願います。1 目出産育児一時金 1,214 万 8,000 円、2 目支払手数料 5,880 円。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費 380 万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分 11 億 4,547 万 3,898 円、2 目退職被保険者等医療給付費分 303 万 159 円。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 3 億 8,218 万 4,100 円、2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分 118 万 1,272 円。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分 1 億 3,558 万 2,907 円です。

決算施策調書の 126 ページから 128 ページになります。

国民健康保険は、平成 30 年度から県との共同運営となり、事業費納付金を県に納めまして、療養給付等に必要な費用は県から交付されますが、126 ページの医療給付費分につきましては、平成 30 年度に比ばまして 10.49%減額となりましたが、127 ページの後期高齢者支援金等分と 128 ページの介護納付金分につきましては増額となっております。

戻りまして、4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、次のページをお開き願います。1 目共同事業拠出金 790 円。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 256 万 527 円。

2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費 4,251 万 4,143 円。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金 4 万 8,531 円。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 446 万 2,700 円。

次のページをお開き願います。

2 目退職被保険者等保険税還付金 1,500 円、3 目償還金 22 万 8,000 円、4 目一般被保険者還付加算金 5 万 2,800 円、5 目退職被保険者等還付加算金ゼロ円。

8 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円。

歳出については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で国民健康保険特別会計（事業勘定）の質疑を終結いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の審議に入ります。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の 378 ページをお開き願います。

歳入になります。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 5 億 1,613 万 4,976 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 9 万 4,162 円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億 2,143 万 4,048 円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料 3 万 3,800 円、2 項償還金及び還付加算金 22 万 5,200 円。

次のページをお開き願います。

3 項雑入 17 万 420 円。

5 款繰越金、1 項繰越金 178 万 980 円。

歳入につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 決算書の 382 ページをお開き願います。決算主要施策調書は 143 ページになります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 6 億 3,798 万 6,725 円。

決算主要施策調書のほうをご覧ください。

後期高齢者医療制度の事業運営につきましては、後期高齢者医療広域連合が行っておりまして、市は事業費納付金のほうを納めておりますが、高齢化に伴いまして被保険者数が増加しており、納付金のほうも年々増額となっております。

戻りまして、2款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金 23万6,000円、2目還付加算金ゼロ円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金ゼロ円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円。

歳出については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で後期高齢者医療特別会計の質疑を終結いたします。

以上で議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。ご苦労さまでした。

休憩(午後2時46分)

再開(午後2時47分)

委員長 執行部の関係者が出席いたしました。

これより議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

議案第68号の採決を行います。

議案第68号は原案のとおり認定すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり認定すべきものとするに決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

休憩(午後2時48分)

再開(午後2時49分)

委員長 再開いたします。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

では、最初に事務局より請願書を朗読させます。

次長補佐 それでは、請願第1号になります。

紹介議員、那珂市議会議員、笹島猛。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求

める請願。

請願主旨。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2021年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願事項になります。

- 1、計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

2020年8月3日。

請願者、茨城県水戸市笠原町978番地46、茨城県教職員組合、杉山繁ほか205名でございます。

次のページが意見書になってございます。

1段目、2段目、3段目につきましては、請願と内容は同様となっております。

4段目になります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

下記の内容としても請願と同様となっております。

提出先ですが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となっております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

この請願に関しましてご意見ございませんか。

寺門委員 この請願については、3年前から各地方でどんどん請願を上げているわけですが、一向に改善がされていないということなんで、粘り強くということからも今回もきちんと上げて、来年度予算にぜひとも組み入れていただけたらというふうに私も思います。

以上です。

武藤委員 教職員の問題に対しましては、やはり継続的な請願を政府に対して続けていくことが非常に大事だと思いますので、今回もちゃんと提出すべきだというふうに考えております。

委員長 關委員はありますか、何か。

關委員 特別ないんですが、意外と請願者数が少ないかなって感じが、組合とはいえね、少ないかなというのがちょっとあれっと思ったんですけども。ほかは武藤委員と同様な意見です。

委員長 古川委員は何かございますか。

古川委員 意見というよりも、これって毎年出ていますよね。前回と同じ文面ですか。変わっていない。

委員長 同じです。

古川委員 ほぼということはどこか違う。

委員長 いや、確認はしていないんで、大体内容的には一緒かなというのは、当時も委員をやっていたんで。

古川委員 同じであれば、前回も私賛成していますから、反対する理由はないです。

委員長 副委員長は何か。

副委員長 反対する理由はありません。

委員長 これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 これより請願第1号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 全員賛成と認め、請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

なお、本会議で採択された場合は、意見書を提出いたします。

続きまして、茨城県市議会議長会議員研修会の出席者について協議をいたします。

11月16日月曜日、茨城県市議会議長会の今年度の第1回の議員研修会がございます。

研修会場は四季文化館「みの〜れ」となっております。日帰りの研修となっております。

教育厚生常任委員会からの出席者を1名選出いたします。どなたにいたしますか協議をお願いいたします。

副委員長 もしどなたもいなければ、私、参加させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、原田副委員長のほうが出席者ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議は全て終了いたしました。拙い議事進行で申し訳ありませんでした。

以上で教育厚生常任委員会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。

閉会 (午後2時58分)

令和2年 月 日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長